

平成29年第1回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第3日目)

平成29年 3月 9日(木曜日)

午前9時30分開議

第23 一般質問

○出席議員（10名）

1番	上原豊茂君	2番	須河徹君
3番	河端芳恵君	4番	山田日出夫君
5番	工藤弘喜君	6番	余湖龍三君
7番	川村進君	8番	西森信夫君
9番	堤三樹磨君	10番	西山由美子君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
副町長	佐藤明美君
総務課長	森谷清和君
企画財政課長	伊田彰君
町民課長	原口周司君
福祉保健課長	谷方幸子君
農林商工課長	遠藤琢磨君
建設課長	山内啓伸君
上下水道課長	山本正徳君
会計管理者	八鍬光邦君
教育長	林秀貴君
管理課長	森谷勇君
子ども未来課長	渡辺克人君
社会教育課長	高橋治君
図書館長	三好寿一郎君
農業委員会事務局長	中山信也君
農業委員会会長	清井敏行君
監査委員	山田稔君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	夏井宏樹君
議会事務局係長	本庄朋美君

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりです。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） 日程第23、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。なお、質問は答弁を含め、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、わかりやすく簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

6番、余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 6番、余湖です。一般質問をさせていただきます。通告書に従いましてさせていただきます。

まず一つ目としまして、高齢者ハイヤー利用サービス事業についてお尋ねいたします。

この事業は75歳以上の高齢者が町内の移動でハイヤーを利用した場合、基本料金以上の料金を町が補助するもので、利用者からは大変好評で現在年間60枚の配付を来年度、平成29年度からは120枚にする予算案が提案されています。この事業について何点かお聞きいたします。

一つ、この事業の目的ならびに効果についてどのように考えているのかお伺いします。

二つ、平成29年度に利用券120枚、相乗りの解禁と内容が変わりますが、そのことに至る経過についてお伺いします。

三つ、今後、利用者を増やすための方法として何をお考えかお伺いします。

よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者ハイヤー利用サービス事業について」3点のお尋ねをいただきました。

1点目に「この事業の目的ならびに効果についてどのように考えているのか」とのお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用サービス事業につきましては平成23年7月から始めた事業でありまして、交通弱者である高齢者が地域社会の中で安心して生活することを目的として、日常生活の移動交通としてハイヤーを利用した際に支援を行うものであります。

事業につきましては、6年が経過し昨年度の登録者数が357人、75歳以上人口の約35%を占め実利用人数178人、延利用回数が2,124回を数えることや利用者の声などからは一定の効果はあったと考えているところでございます。

次に、2点目の「平成29年度に利用券120枚、相乗りの解禁と内容が変わりますが、そのことに至る経過について」のお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用事業の相乗り制度につきましては、本年度は75歳以上の方のみが相乗りされた場合におのおの利用券を使用することで運用していました。老人クラブ例会への参加人数の減少が会員相互の送迎が困難なことが要因の一つであることやハイヤー事業者の運行台数等の関係から待ち時間が多いことなどを勘案し、75歳以上の方が乗車した場合に利用券を使用できるよう拡充したものでございます。

また、利用券枚数につきましては、交通弱者である高齢者の足の確保対策として高齢者ハイヤー利用サービス事業と両輪である路線バス高齢者利用支援事業におきまして、1割程度の方が利用枚数上限を使用していることから月10枚、年間120枚に拡充したところであります。

高齢者ハイヤー利用サービス事業の利用上限につきましては、政策として一体であることや高齢者の混乱を招かないよう同様に拡充したものでございます。

次に、3点目に「今後、利用者を増やすための方法として何か考えがあるか」とのお尋ねがございました。

高齢者ハイヤー利用サービス事業は、制度開始以来多くの方に利用され、平成29年度におきましても乗車方法、利用回数を拡充するなど制度充実に努めてまいります。今後におきましても交通弱者である高齢者が地域社会の中で安心して生活できるよう利便性の向上を目指してまいりますのでご理解をお願いいたします。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。3点について回答がございました。何点かお聞きいたします。

まず基本的なことなんですけども、今回、相乗りということが認められたわけなんですけど、ちょっと私は自分で使ったことが75歳になっていないので使っていませんけども、この利用に対して相乗りというわけではないんですけども、老人の方が使う、病院に行きたいなと思って使う、具合が悪いのでどなたか家族の方が一緒に乗っていくとかというのは相乗りというのか、それは認めていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（河端芳恵君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま再質問いただきました。当初ですが23年7月段階でも介助が必要な方とかですね、そういう方に対する相乗り、家族等の相乗りについてのみ認めていた部分がございます、一昨年、相乗りの、高齢者同士の相乗りの解禁をしたということで、基本的に同乗される方がいる場合は相乗りという認識をしております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいません、理解が足りないんです私の。要するに今言ったのは具合が悪くて病院に行くとかという場合はどうしても家族の方が一緒に行く場面がありますけども、それは当初から認めていらっしゃるということですよ。それで老人同士が相乗りするときを認めたときは、その利用券を2枚出さないよとかたちでやっていたと思うんですけれども、今回これ相乗りを認めるということは3人で乗っても4人で乗っても、4人まで乗れると思うんですけれども、4人で乗っても利用券はそのときは1枚出

せばいいのでしょうかね。それと家族の方が乗ったときは、その方1人の利用券でいいということで確認よろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま2点目再質問ございました。基本的というかです、75歳の方がこの利用券をお持ちの方が1人乗ってれば1枚で乗車できるというか、この利用券を使えるという制度に今回拡充という方向で提案をさせていただいております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） すいませんちょっと、これからはそうなるということの解釈ですよ。今、それでその前の段階でどうだったのかということ、前は要するに今年までは28年度までは高齢者の方が2人で相乗りすると2枚を出しなさいというかたちだったと聞いているんですけど、それはいいんですかということ、それと今、家族の方が病院とかに行くときに付添いで行くことに関しては認めているということによろしいのですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ちょっと答弁が至らなくて申し訳ございません。基本的に議員おっしゃるとおり現段階では75歳の利用券をお持ちの方が相乗りした場合については、おのおの1枚ずつ利用券を出すということ、家族の部分については、従来どおり高齢者の方が1枚出すというような制度組みをしております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 納得できました、ありがとうございます。今回、利用を図るということで、利用の利便性を高めるということで券を倍出しますよと、それから相乗りを認めますよということで、これから今、提案されているわけなんですけれども、これ実績からいきますとですね、券を倍出すということに関して、経過はどうだったのかということをお聞きしたんですけれども、この中にもありますように、券が足りなくて困るという方は全体で具体的にいきますと、先ほど1%というような言い方をしていたんですか、実際にどれぐらい券が足りなくて困るという意見は町の方に来ていらっしゃるんですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいまの質問につきましては、ハイヤー利用サービスにつきましては、不足されているというようなご要望というかですね、ご意見は現段階ではございません。ただ町長から一番最初に答弁したとおり制度的なバスとの均衡を図るということも含めてですね、利用券の拡充を提案をしているということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 私も以前に資料をもらったりする段階でどうしてもバス利用とハイヤー利用ということの両方を使う段階で両方組み合わせているんでというような感じの回答がありましたので、ですからこれはバスに関しては1割程度の方が利用枚数上限を超える部分使っているんで増やしてほしいという意見があるんだと思うんですけども、これハイヤーだけを考えますと、実際の数字でいきますと全然、全然とはいいませんけれども、これ足りないという方がいるのかというぐらい利用枚数からいきますと、あまり必要性を私としてはあまり感じていません。今回特に相乗りが解禁になりますと利用枚数というのは本当に少なくないのではないかと思います。実際にですね27年度、28年度の

きちんとした数字がないので27年度の数字でいきますと、利用登録者数が先ほど報告にありましたように357名ということで、この方々に今60枚の件を配っていらっしゃるんですけども、60枚配ると概算で2万枚ぐらいの券を配っているのかなという感じももっているんですけども、それで実際に利用しているのは2,124回ですので、そのトータルでいきますと1割、カードの枚数でいきますと1割程度の枚数しか使っていないというのが現状だと思うんですよね、ですからこれ漠然と考えるとハイヤーの枚数、ハイヤーに関しては60枚を120枚にする意義というのはどこにあるのかなと。バスの方は確かに足りないという方が実際にいらっしゃるんですけど、ハイヤーだけを考えますと、これは120枚にするということの具体的な今の必然性からいきますと必要ないのではないかなという気持ちもあるんですけどいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、ハイヤーの部分の枚数の拡充の部分で必要ないのではないかなというようなご質問をいただきました。基本的には前段申し上げたとおりバスとハイヤーが政策的に一体だということと、バスが120枚でハイヤーが60枚だと、ちょっとこれはわれわれの考え方なんですけども、ちょっと高齢者の方の混乱を招くのではないかなということもありまして、120枚に拡充を提案しているところでございますけれども、実態の運用といたしましては、今、盛んに申請を受けている段階でございまして、3月末までに当初と同じように60枚を最初に配布をいたしまして、60枚を超えそうな段階で、何枚かはちょっと、残り何枚かぐらいになったときに再度また申請をいただいて新たにまた60枚を出すというような運用を考えてございまして、提案中の事案でございまして、そういうような運用を現在検討しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） そのことについては、それが正解かなというような気がしますけども、何せ実際にこれにかかる経費がどうなのかなと。細かいことはあまり言う気はないんですけども、実際に2万枚も刷っているのではないかなと思うんですけど、それを使われているのは2千枚だというような現状を考えますと、これが倍になるというと、もっと無駄になるのかなというような気がしますけども、そのことで今お聞きしました。

本題に入りますというか、本題はみんな本題なんですけども、実際にですね、このハイヤー券につきましては、総数で357名の方が登録されているのですけれども、これ実際どうなんだということになりますと、町内会にいらっしゃる方は142名、実践会にいらっしゃる方が215名ということで比率からいきますと完全に実践会の方が多いわけなんですけども、ただ、町内の方も142名登録しているのは間違いございません。ところがですね、これ使用実績、実際にどれだけ使ったんだということになりますと、町内会の方は142名登録されているんですけども、実際に利用した方は33名しかいらっしゃいません。実践会の方は215名いらっしゃいますけれども、使っていらっしゃる方は145名と。要するに実利用者数でいきますと町内会33名、実践会145名というような結果になっております。しかもこの回数からいきますと町内会の方が118回使っていらっしゃる。実践会の方は2,006回使っている。こういうふうに考えますと、本当に全体総数の8割方を実践会の方が使っていらっしゃる。逆にいきますと町内会の方がそれを使う、利用するべき利用できる機会が少ないというような、これは何年間やってみて結

果的にそういうふうになっているのではないかと思います。これは実際にですね、町内会の方がなぜこれだけ利用がないのかということになりますと、これはシステム自体が最初の550円、基本料金の部分を皆さん払ってくださいと。それから出た部分の料金に対して町が補助しますよというかたちのものでありますから、町内会の方はなかなか移動、どういう利用があるのかなという、どうしても町内は町内で移動する用事が多いということで、結局基本料金の中で動く場面が多いわけなんですね、そうすると550円を払って、550円の中で移動して550円を払いますと、別に自分が得するわけではなくて、得という言い方がいいのかどうかわかりませんが、要するに補助の恩恵は受けられないというのが現実なんです。それで先にお聞きしますけども、この利用に関しては町内、これは高齢者の方が外に出ること、日常生活の移動手段として使うんだということですから、銀行に行くですとか、役場に用事がある、買い物、病院、若がえり学級とか、公民館のサークルに行くとか、学校の文化祭とか、そういうものに出るとか、そういうような利用目的で、今言ったようなことは全て大丈夫なんですよね、どこへ行ってもいいんですよ。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 基本的な制限は設けてございません。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 基本的な制限はないということで、どこへ行ってもいいんでしょう。これにプラス、お友達のところへ行ってみるとか、そういうのも大変いいことだとは思いますが、そういうふうには考えますと、町内会の方というのは、ハイヤーというのは今、皆さんご存じだと思うんですけど、初乗りが1.4kmまでが550円というふうになっているんですよ。それで初乗り1.4kmでどこまで行くと基本料金以上になるのかというふうには考えますと、町内ですと若葉の辺りにたくさん団地があってお年寄りがいらっしゃる。末広の辺りにもたくさんいらっしゃる。あと東幸町の方かなと。そういうような感じのところが始点としてハイヤーを頼んで、そこから乗って町の中の役場へ行く、銀行へ行く、病院に行く、そういうふうに使いますと、大体が1.4km以内なんですよねこれ。それで買い物へ行くと。スーパーに行くということに関しましても、大体若葉から末広の端から東幸町の団地から、その移動を考えますと、大体1.4kmの中でおさまってしまいます。そうすると結局550円を払ってハイヤーに乗ることになりますので、なかなかこれ実践会の、ここにやはり実践会の方がたくさん使うのと、町の方が使わないという、こういうような私から言わずと不公平感になるのではないかなという感覚があるんですけども、そういうようなことを考えて、この不公平感というのは感じられますか、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま不公平感の部分でご質問いただきました。施策の目的は、前段町長の方から申し上げてございますけども、基本的に全ての75歳以上の町民である高齢者が550円の負担で町内を全て移動ができるというシステムでございますので、先ほど議員言われていた補助の恩恵というところの部分とはちょっと考え方が少し違うかなと思ってございまして、そういった意味からいくと、不公平感につきましては、ないということで判断してございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 不公平感はないという最初の考え方からいって、そういうことでこういう事業を組んだということですから、もう何年も実績的にみて積み重ねたものがあると思うんですけれども、要するにこの私が今言ったように、これを利用して同じ町民でありながら、同じ病院に行こうと思ったときに、これを使える人間と、使って何百円か普段の生活の中でかかるはずのお金を得できる人間と、やはり同じように体が大変で病院に行くにもハイヤーに乗っていきなと思っていても、実質それを同じような気持ちで使っても、それに対しての恩恵がない町民との、その不公平感というのは、実際にこれやってみて声が上がっているとか、感じることはないですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今ちょっと不公平感の部分が出てございますけれども、あくまで先ほども申し上げましたけれども、この事業自体の目的からして、例えば町内会の方が病院に行ったときには550円のタクシー代を払いますと、1.4km以内ということで550円を払う。実践会の方が病院に、同じ病院に行ったときに550円を払うということでございますので、そういった意味では不公平感という捉え方がちょっと別かもしれないのですけれども、基本的には町に住んでいる方と実践会に住んでいる方が同じ負担で病院に通えるということですので、不公平感等の部分というのはないのかなというふうに思っております。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 考え方がどっちからいくといいのか、わかりませんが、75歳以上になると、なぜこういうことをするかというと、ちょっと出歩くにも大変だし、出歩く機会を増やしてあげたいとか、病院に1回行くんでも、大変な思いをしていくのか、車に乗って簡単に行けるのか。それによって行ける回数も変わってくるというのも確かだと思います。そういうことの利用のためにこういうシステムがあるんだと思うんですけれども、実際にですね、同じ、ですから、同じ病院、実践会の方が自分の家から乗りますと玄関から病院まで行けますよね、ハイヤーに乗ってずっと。それで仮に500円払ったと。基本料金プラス500円で1,050円かかったけれども、自分は550円で済みますよと。500円得する。得できたんで病院行くのもあまり気にならないで行けるよと。普通だったら自分で行ったら1千円かかるところ、いいシステムのお陰で500円で病院に行くことができるんだと。ところが町の方はやはり一歩表へ出て歩いていけば1.4kmの中だからいいでしょうと。いいのかもかもしれませんが、やはり大変だから玄関から病院までハイヤーに乗りたいたいよと思ったと。そういう思いは同じなはずですよ。実践会にいる方も町内会にいる方も。ところが町内会の方はそこから病院までの550円で済んじゃったんでやはり550円払わなければいけない。550円、普通自分で払っても550円、やはりこれは農家の方、実践会の方、病院行くのに500円逆に得して行けるから行こうという気持ちになりますけれども、町の方は550円そのまま払ってお得感なしにやはり病院に行くのは大変なんだよという気持ちというのはわかるような気がするんですけれども私は。気持ち論をいってもしょうがないのであれですけれども、これハイヤーというのは今回27年度でいきますと総額185万9千円予算結果で支出されているんですけれども、これ1回平均で割りますと875円補助していることになるんです。これ実際に87

5円平均してハイヤー券を利用した方というのは、それだけの恩恵を受けられる。これはいいことなんですね。恩恵を受けられるということはいいことなんです。だから皆さん使うのではないかと思うのですけれども、ですから平等のもとにもらう方の方からいいますと、やはりもらっている人ともらっていない人がいるから平等ではないのではないかと。やはり思うんですね。これが住んでいる場所が町内会だから、町内会でも隣の病院に行くのと、1.3km離れた病院行くのとは、これまた違う話なんですよ。ですからやはりそういう意味でいってハイヤー利用というのは必要なことだと思うので、やはりそういうふうに考えますと、同じように町民の方が補助を受けられる体制というのは考えられないでしょうか、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり、この制度を設けたのは何としても足、交通弱者、この方たちのために万全を期したいという政策から始めたのがきっかけですし、まちづくり委員会や私自身が広島県の合併がかなり進んだ町村でデマンドタクシーを路線の中で走らせている。相乗りタクシーというところからスタートしました。すなわち遠方の方をいかにして病院通いや買い物に対して不便性をなくして平等に扱うことができるかということから、このデマンドタクシーやタクシー利用サービスについてスタートしたというのが一つの経過であります。利用回数が少ない多いということは別にいたしましても、いずれにしても最初は相乗りタクシーを何人かで午後2時から5時まで相乗りをして、そして町へ出てくるという制度を実施しましたがけれども、中にはあの人と一緒に乗るのはいやだとかですね、いろいろな問題が出てきました。これは全部とっばらいましょうと。しかし今、タクシーそのものをやめるわけにはいかないということもありまして、何とか制度として実質的な支援できるような状況ができないかということで最初はかなり課題がありましたけれども、相乗りについての考え方等がかなり厳しくやってきた経緯がありますけれども、今回29年度からは、まずは60枚、さらにその上で60枚を交付するんだと。実質的に足りない方については、やはり使っていただこうと。それから他人さまと一緒に乗ったら使えないとか、あるいは75歳以上の二人が利用した場合は2枚使わなければいけないかということも全部1回ゼロにしましょうと。そういうことではなくて、75歳以上の方がいたら1枚使えばどなたと一緒にいってでも使えるんだというまず見直しを図りましょうという考え方の中で、今回29年度予算の提案をしています。これは一つは550円を払うという行為はどこに住んでいても同じだということの立場から出発しています。補助金なんぼ使ったかということよりも、75歳を過ぎたら基本的には市街地に住んでいても、実践会に住んでいても550円の基本料金をお支払いいただいたらどこでも行けるという制度というふうに私自身では捉えています。中には統合した学校のところを全部タクシーに乗って回りたいという方も今までの中に出てきました。1万数千円かかりましたようですが、これについてもいかなものかという意見もありましたけれども、やはりみましましょうと。ですから市街地の方が実践会のお友達のところに行ったとしても550円。こういう立場でやっていますから、不平等だという考え方というのは、お金のなんぼ支出したかという点でいったら考えられるかもしれませんが、公平に550円を利用して町内を歩けるという点では、私は適切ではないかと。ただ、今余湖議員がおっしゃっているように基本料金の問題でうんぬんということであれば、例えば市街地区の方

についてと実践会地区の方についてはバスと同じように300円を負担したら利用できる方法の是非については議論していかなければならないだろうなというふうに私は思います。ただ、もう一つ実態的なことがあります、タクシーは今2台で動いています。夜等の利用については、なかなか電話してタクシーを利用しようと思っても利用できない。すなわち空きがないという問題があります。今、3台にしようかということで話が出ていますけれども、営業の問題等もございいますから、3台にして運転手を1人確保して車の維持を考えていって、これで対応できるかという考え方は当然会社の方では持っているようでございいますので、これらも含めながら、予算上の問題もさることながら実態としてタクシーの維持、増車、利用利便等、総合的に考えて私は判断していかなければならないことではないかなと思いますので、この点については再度また、この29年度の老人クラブ等の利用も1枚で行けるということや、いろいろなことをあれして、この利用券が有効に使われればいいなということで、まず29年度は様子を見させていただきたいと。その上で余湖議員が提案している市街地区の方もという、補助を受けやすい状況をどうつくるかということは今後の課題として、私は検討していく必要があるなと思っていますので、ここの点ではご理解をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今、町長がお答えになりましたように、私は一番感じるのには本当にハイヤーが今2台しかないような状態で稼働しているのが、昼間も2台なのか、昼間が2台で夜は1台しか走っていないですよ、そのような状態で町としてはこうやってハイヤー券出して使ってくださいよというようなかたちになるんで、この事業のお陰でどれだけハイヤー会社が売り上げが上って、本当にもう1人、もう1台確保できるぐらいの利益が上がるかどうかというのは、ちょっと私も商売人として、ちょっと不安はありますけれども、ただ、やはりそのことはハイヤー会社の問題として考えなければいけないのですけれども、やはりこうやって23年からこれだけ何年間も、今年28年まで5年間やってきていますけれども、やはりこれだけ重ねた中で結果的にやはり数字が示すように、町の方は本当に使い勝手が悪いんですよこれは。ですから町の方も75歳以上の老人の方は一歩家から出るために、このいい制度を利用して機会を増やすというようなことが一番の目的ではないかと思っていますので、これはやはり今検討して、これから徐々にというようなことではなくて、やはりとりあえず今年29年度に関しましても町内会の老人の方、75歳以上の方が便利に使えるような処置を何かやはりとるべきではないかと私は思っています。まず時間的には間に合うと思います。具体的なかたちでいきますとあれですよ、よその町でもやっていますような、これはいろいろな目的別がありまして、それが全てどこに当てはまるのかわかりませんが、ハイヤーの100円、200円、300円の割引券をじゃ町内会の方には町内会でそういう意味で使う方には年間何枚か配ってみようとか、そういうようなことをすることによって非常に歩くための機会が増えるのではないかと思います。私も町に住んでいまして、本当にお年寄りの方、一人暮らしの方が買い物に行くにもやはり歩いて行かなければいけない。本当にカートを引きながら買物をしに行かなければいけないとか、病院に行くのか買い物だけで終わるのか、特に15日なんていうのは年金をもらいに行く人は信金に行くだけでもやはり、お金を下ろしに、せっかくお金を下ろしに行くんですけども、ハイヤーでいきますと往復で1,100円かかってしま

うのですよね、これはまた大変な話です。だから1, 100円もかかるのだったら、やはり歩いてでも行こうかと。行かなければならないですから。これ歩いていくと本当大変ですよ、冬なんかはね。夏の暑いときでも大変ですけど、今、冬の本当に道の悪いときなんかは非常に大変な思いをして、今の町の中の75歳以上の方は頑張っているのがたくさんあると思うんですよ。やはりこれについては早急な、これから検討はしてもらいたいですけれども、来年度とか、そういう話ではなくて、やはり29年度に対して早急にそういう方に助けになるような政策を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 余湖議員の考え方については受け止めながら、今後老人クラブ連合会やいろいろな方たちの意見を聞きながら、29年度は今さらに拡大するという考え方はございませんのでご理解をいただきたい。むしろ早々必要だなと思っているのは車いすタクシーなんかもそろそろ考えなければいけないのではないのかと。そんなことを考えていくと弱者の方も含めてできるだけタクシーを利用できる状況をどうつくっていくのか。とりあえずは今年度は550円等しく払っていただいで利用していただくということで進めさせていただきたいと考えているところです。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） もちろん当然わかっていらっしゃるのだと思いますが、先ほど私言いましたように、町内会には550名の75歳以上の方がいらっしゃるんですよ。実践会には473名いらっしゃいます。それでいて、要するにこのハイヤー利用については逆の立場であって、本当に登録者数が実践会は215名、町内会は142名、しかも実際に使っているのは実践会が145名で、町内会はたった33名の方しか使っていないですよ。こういうような現状の中で5年間やってきているんですよ。だからこれは町民の中にといいますか75歳以上のお年寄りの方に、今これから75歳になりそうな70歳の方にも非常に不満があるのは確かなんですよ。不満というか、補助をもらうんですから、それが不満というふうに言っているのかどうかはわかりませんが、ある一方ではやはりそういうものを使って外に出るのに500円、600円と補助をしてもらって出る機会が増える人間がいる。片方では町の中でやはり550円の中でしか移動できない方は550円そのまま自分たちにはなんの恩恵もなく、あっちの人には恩恵があるというような単純な不満なのかもしれませんけれども、実際にそれだけの言葉がたくさんあるのは事実です。ですから登録者数が多いにかかわらず利用する人が少ないという現状がありますので、このことについては29年度は無理だというようなことではなくて、早急に本当に対応できるような策を考えてほしいと思いますが、もう一度ご返答をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） いずれにしてもですね、仮に料金を300円にしても格差は起きるということがありますから、平等という観点の捉え方をどう捉えていくかというのは慎重にやはり検討しなければならないと。逆にバス利用については市街地の方が多いという実態もありますから、これは総合的に判断して高齢者の足の確保を平等の負担の中でどうやって維持していくのかということの観点から私は29年度についてはご理解いただきたいということでございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 今バス利用、私はこれはべっこで考えてほしいということで、ハイヤーのことだけ言いたいなと思っていたんですけども、確かにバス利用についてはですね、町の方が登録して利用している回数も多いのは確かです。ただやはりこれ実際の数字からいきますと、実質利用者でいきますと実践会が74名で町内会が144名という実績が出ていますので、これは2倍の世界ですよ、1人に対して2人ぐらいのそういう格差の中でやっているんですけども、これハイヤーに関しては、先ほども言いましたように本当に実質利用でいきますと、2千回と118回の違いぐらい差があるんですよ、やはりこれはこういう現状の中でハイヤーはそうだけどバスは町内会の人が多いからいいのではないかということには私はちょっと両方そういうふうには判断はきっと使う住民というのはできないと思いますので、ぜひとも早急なる対応をよろしくお願ひしたいと思いますよこれは。やはりそれをやってくれないとやはり一番の目的はですね、先ほどから何回もお聞きして私も思いますけれども、75歳以上の方がいかにいろいろなことで外へ出て、健康になることも大事ですし、そういう機会をとおして友達のところへ遊びに行く方もたくさんいらっしゃる、使いやすくなればそういう面も増えてくるのではないかと思いますし、本当に町の方が使っていない現実というのはありますので、そのことについては早急なる対応を本当に、ハイヤーこうだからバスがこうだからということではなくて、やはり一番身近なハイヤーについてはやはりそういうことをお願ひしたいと思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。これから高齢者というのは増えていくんだと、もう何年かは増えていく格好になりますから、やはりこれは町内会も実践会も両方同じような感じで増えていくのではないかと思いますので、本当にしつこいみたいで悪いんですけども、早急な町の75歳以上の方に対する対応をよろしくお願ひしたいと思います。ハイヤーについてはこれで終わりますから最後に一言お願ひします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 申し上げましたとおり老人クラブ連合会の意見などもお聞きしながら、総体として判断させていただくことにさせていただきますので、余湖議員の提案については参考意見として受け止めさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ぜひとも町長として政治決断でも何でもいいので、やはり使う方が喜ぶ政策を町長の力でやっていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

二つ目の質問としまして、28年度に行われました開基120年記念事業の総括と今後の周年事業の考え方についてお聞きしたいと思います。

平成28年度は「訓子府町開基120年」の記念すべき年として「各種記念事業」が盛大に行われました。参加した町民にとっても意義のあるもの、燃え上がったもの、楽しかったもの、また、残念だったものと思いはさまざまかと思います。そこで何点かお聞きいたします。

一つとして、120年記念事業にかかった事業別の金額についてお伺ひいたします。

二つとして、一連の事業をとおしての町としての所感をお伺ひいたします。

三つとして、「総合計画」に今後の周年事業について書かれておりますが、具体的な事業

と内容についてお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「開基120年記念事業の総括と今後の周年事業の考え方について」3点のお尋ねがございましたのでお答えをさせていただきます。

1点目に「120年記念事業にかかった事業別の金額について」お尋ねがございました。

記念事業は、町民から募った中から選定した事業や協賛事業など合わせて21事業を実施しました。

その事業費の内訳を千円単位で申し上げますと「開基120年記念式典」が528万4千円、「町政要覧の冊子とDVD版作成」が973万円、「ふるさと歌のCD配布」が74万5千円、「史跡標示板および保存樹木看板製作」が339万1千円、「町民運動会」が238万6千円、「記念植樹」が桜の木とハルニレの木の2か所で53万5千円、「開拓の歴史を訪ねる旅」が462万8千円、「日ハム関連事業」が242万8千円、「いっこく堂スーパーライブ」が390万5千円、「津野山古式神楽招へい」が77万3千円、「NHK公開番組ふるさと自慢うた自慢」が10万6千円、「認定こども園開園式」が71万8千円、「四季観光フォトコンテスト」が582万7千円、「くんねっぷふるさとまつり」が180万円、「健康まつり」134万2千円で事業費総額が4,359万8千円、その他広報啓発等推進経費として356万3千円となる見込みでございます。

なお、完了していない事業が一部あることや、精算途中のものもあり、事業別あるいはトータルの事業費については、変更となることもあり得ますのでその旨ご理解をお願いいたします。

2点目に「一連の事業をとおしての所感」についてお尋ねがありました。

1点目で申し上げた21に及ぶ記念事業は1年間を通じて行われ、その事業の内容は、「町民参加型の事業」「形として残る事業」「イベント招致事業」「協賛事業」など多岐にわたるものでした。

24年ぶりに復活しました「町民運動会」では、全町のあらゆる世代が集まり、年齢や性別を超えた交流が図られ大いに盛り上がりました。

「開拓の歴史を訪ねる旅」では、移民団の出発点となった高知市や姉妹町津野町を訪れ本町の礎を築いた先人たちの文化、歴史に触れることができました。

特に、姉妹町の津野町を訪問した際には、津野町の職員のみならず津野町民からも温かい歓迎と手厚いおもてなしを受け、多くの町民と参加者が直接ふれあう機会となり、先人と今日まで続く私たちとのつながりを肌で感じる事ができた事業になったと感じております。

「ふるさと歌のCDの配布」では、我がふるさと訓子府を歌を通じて懐かしみ、心に響く事業になりましたが、CDの収録に当たっては青年層にも声かけするなど、合唱を通じて世代を超えた交流が図られました。

「日本ハムファイターズ関連事業」では、応援大使を中心とした各種事業が行われ、記念事業に花を添え盛り上げてくれました。

その他多くの記念事業を実施してまいりましたが、形に残るもの、そして深く心に残るもの、有形、無形、事業の内容や趣旨によって感じ方や印象はさまざまですが、幾多の困

難を乗り越え今日の郷土を築き上げた偉大な先人たちの歩みを改めて振り返る機会になった事業の数々であり、新たな歴史を築く勇気と明るい希望につながるものになったと感じております。

次に、3点目の「総合計画に書かれた今後の周年事業について具体的な事業と内容」についてお尋ねがありました。

本町は、大正9年6月1日に置戸村から分村して訓子府村が誕生し、平成32年に100周年を迎えます。

また、昭和26年11月1日には町制が施行され、平成33年度に町制施行70周年を迎えます。

このように村制と町制施行の周年が、それぞれ平成32年、33年と2年連続になります。

これらは記念すべき大きな節目の周年事業となることから、開催の時期やその具体的な内容も含めて、今後町民の皆さまの声も伺いながら丁寧に進めてまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） ありがとうございます。所感の中にもありまして、それなりの非常に成果が上がった120年だったのかなと思いますけれども、これ担当者の方でも結構ですけれども、各こういう事業をやってきたんですけれども、結果的にどうなんですか、今ここへ載せられたことは非常に良い話ばかりだったんですけれども、いろいろな事業をやった中で反省すべき点とか、こうすればよかったなと思うような反省点というのは挙げられていないのでしょうか、いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） まだ今、総括の段階なものですから、ちょっと細かくはちょっとお話ありませんけれども、例えば開催するにあたりまして、今回1年間やりましたけれども、役場の事業年度とあわせて4月からこの3月までという開催でしたけれども、例えばこれを暦年で開催するといいますか、記念事業の年というふうに位置付けるということも考えられたのかなというふうに思っています。というのは町民の方にすれば1月から大体12月までというのが1年という感覚だと思いますので、次回開催にあたっては、その辺も検討してまいりたいなというふうに思っています。それから悪かったといいますか、そういった点でいいますと例えばいろいろな事業がありましたけれども、多少の例えば参加人数が思ったより集まったかどうかというのを今ちょっと検証をしたりしている段階でございますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） もっと詳しい反省があるのかなと思いましたがけれども、なかなかないですね、これも120年ということなので、この前やったのが100年なんで、20年に1回ということなんで、いろいろな事業につきましても、個々の反省がいるのかいらないのかというのはあれですけれども、やはり町民の方々から言わせると、あの事業については、ちょっと参加申し込みの方法がおかしかったのではないのかとか、こういうかたちで参加できた、参加できなかったという、そういう差がありましたので、そういう意

味での反省というのは、反省といいますか評価というのはいろいろあったのではないかと
思いますけれども、これが次120年の次がいつなのかなというかたちで考えますと、き
っとやる方も変わってくるので、あまり深い反省はいらないのかなと思いますけれども、
ここで町長に一言だけお聞きしたいんですけれども、今回120年ということで、こうや
って私も年度当初の予算の中で三千数百万かかりますよというような予算をわれわれも認
めた世界の中でやっていたけれども、終わってみましたらトータル4,700万円ぐ
らいが今のところ大体かかるのではないかなというようなことで考えていますけれども、
要するにこういう周年事業、特に開基120年ということで100年の次の110年をや
らないで120年ということで、かなり思い切って盛大にやったのかなと私自身は思っ
ているんですけれども、こういう周年事業が120年に対して4,700万円というお金が
かかったことに対しては町長としてどのように、金額プラス中身のことで感想をお聞きし
たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 金額で評価の是非を問われると非常に難しい問題があります。ご
存じのとおり100年のときは1億円を超えるお金を使ったということもありますし、置
戸町の開町100年はグリーンコンサートも含めて1億円のお金を突破しているはずでご
ざいますから、私の方では町民から出た希望を積み上げて大体5千万円以下というのが妥
当なところではないかなと私自身は判断しています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 確かにこれ私も資料をもらった順番が違ったんですけれども、こ
の120年に関して、こういう資料の中で4,700万円ぐらい、およそかかったんだよ
というようなことで、ああこれまたすごい金額だなと私感じたところで4,700万円と
いうのはすごい金額になると思ったんですけれども、よそ町のこともありますし、じゃあ
100年のときはいくらかかったのかなと思って、本当にお聞きしましたら1億円以上
のお金がかかっていたわけなんで、これについては1億円に比べれば4,700万円です
から半額で終わっていますので、どうだったのかなということ。全体予算の中で4,700
万円を使ったんだよということに対する評価はこれから出てくるんだと思いますけれど
も、所感の中にあつたように、これは1年間の中でやって、それぞれの思いがいろいろある
と思いますけれども、私も終わってみると、いろいろ楽しいことがあって、いい1年間だ
ったなと思うんですけれども、これを4,700万円と聞きますと、この評価をどう言え
ばいいのかなというような、ちょっと迷ってしまうところです。ただ一つ一つのもので考
えていきますと、こんなにお金がかかるんだなということを非常に切に感じています。
やればきりがいいのかどうかはわかりませんが、とりあえず今、町民の方のそういう実
行委員会の中にある程度の考え方を聞いて、こういう事業を積んできたんだということ
の流れできていますのでいいんですけど、いいといいますか、結果的に終わった事業なので
非常にこれを評価するのはこれからだなと思いますけれども、1億円かけるのがいいのか、
4,700万円がいいのかということだと思いますと、やったことは非常に私は評価でき
ると思っております。ただ今後ですね、これからまだ今、報告の中にありましたように今
後は何があるんだということになったときに、32年に訓子府村が誕生して100年、それ
から平成33年に町制施行70周年とこういうようなことがあるんですけれども、これか

らこういう事業があるんですけれども、こういうものの中身というのは、やはりそれぞれ町の中で決まりがあるわけではないので、そのときの町長にやはりこういうものの方向性というのはお任せするというようなことになっちゃうんでしょうか。いかがなんでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私にお任せという、町長にお任せするというよりは、私は実行委員会等を通じてより多くの住民の方々のご意見を聞きながら、それをどういう提案を現実のものにしていくかというような中で、やはり最終的に町長が判断し議会へ提案させていただくということが筋ではないかなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） 先ほどから言っていますように終わってみれば非常にいいことばかりだと思いますけれども、これ終わってみて4,700万円かかったんだということの評価というのは、これからなんだろうなと思いますけれども、今後やる周年事業に対しまして、今おっしゃいましたように町長がやるのではなくて、そのとき、そのときの町民の方の声を聞いて、こういうものやっていくんだということはわかりますけれども、今回のことにつきましても、町民の声を積み重ねて4千万円になったのか。逆に言いますと、大体やはり町としてとれぐらいのお金をかけてでもこれをやろうかと思うから、町民の声をここまで集めたんだというふうにいうのかというのは、ちょっと玉子が先から鶏が先ではないですけれども、やはり私も今回の4,700万円が最終的に今までの周年事業と比べますと、そういう意味でいくと予算的にも前回に比べると半分ぐらいでおさめて、これぐらいのいい成果が出たんだからいいのではないかと思いますけれども、ぜひとも次回の32年ごろにいろいろ考えるときには、今、菊池町長が町長ではないのかどうなのかというのは、ちょっとわかりませんが、やはり行政として数字的なものが先に出るのか、先に標示して町民に問うのか、町民から出てきたものをトータルした中でこれだけの数字になったというのか、やはりそこら辺というのはかなり結果的に変わってくるのではないかと思います。やはりほどほどの金額の提示というのは、町からの提示が必要ではないかと私は思っておりますけれども、最後にもう一度聞きますけれども、今回のこの4,700万円かかったというのは、今言いましたように、町民からの声の積み重ねが4,700万円になったのか、逆に言うと町として4,5千万円かけてやろうではないかというような建て前があったのか、そこら辺、最後に一言お聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大体ですね、行政が必要だというふうに感じてやるもの。記念式典とか、それから記念誌、例えば開基100年のときには続訓子府町史を作ったり、それから地域、家庭なんかの歴史の本を出版したなんていうのは、ある意味では行政必要の中でやったもの。これが半分ではないか。だから今回についても開基120年記念、528万円、町政要覧・DVDが973万円、史跡標示板を直す、新たなものにしていくということが339万円、あと大きいものでいくと訓子府町の健康まつりということで健康習慣に位置付けて講師を招いたということを含めていくと約2千万円少々ということです。その他に町民のアンケート等含めて開拓の歴史、津野町を訪ねたり462万円、ふるさとの歌CDを作ったりしていますけれども、町民運動会が230万円、それからいっこく堂のスーパーライブが390万円等含めていくと約1,500万円、そして観光フォトコンテ

ストが500万円、4,300万円ぐらいです。後はスポーツ大会の参加記念、行事参加記念、それから看板の啓発資料、名刺のシールとか、それから協賛事業等含めて、これらが約500万円ぐらいではないでしょうか。と申しますと私どもが必要という、行政として必要なものは約半分、そして住民の方々からの意見とか、それから実行委員会等、あるいは協賛事業等含めたのが半分という捉え方でいきますと、おおよそ妥当な数字だったのではないかなというのが根拠であります。

○議長（上原豊茂君） あと3分です。

余湖龍三君。

○6番（余湖龍三君） わかりました。今最後に町長がいったこの数字が妥当だったのではないかと考えて、こういう事業がなされたということの理解を私はいたしました。町民の方というのは本当に1年間いろいろな意味で楽しい思いをしたんですけども、本当に実際にこれがなんぼかかったんだって、これをトータルで4,700万円かかったんだよといったときに町民の方がどういう反応を示すのか、それもやはり今後のまちづくりにとって必要な情報だと思いますので、やはり町民の方にもよくわかっていただいて今後のまちづくりにも役立つような方向性を考えていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（上原豊茂君） 余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで午前10時40分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時40分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

議場内の温度が上がってくることが予想されますので、上着についての脱着は自由に願います。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして一般質問をします。

本町の障がい者福祉の今後の取り組みについて、町長にお伺いします。また中身によっては教育長にお尋ねすることもあります。

今年平成29年から38年までの10年を期間とした「第2期訓子府町障がい者計画」がスタートします。また町民の願いでもあった障がい者グループホームの建設工事も5月開園に向けて順調に進められているようです。この10年間で、障害者福祉の法改正が何度もあり「障害者総合支援法」の中で新しく基本理念が設けられました。町民の誰もが障がいを抱えても気軽に相談でき、その人に合った的確なサービスを受けられ、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今まで以上の福祉施策の充実とまちづくり全体の中で支援体制の確立が望まれます。計画に沿った今後の取り組みについて伺います。

1点目、本町の相談支援体制として、この10年の評価と今後の計画をどのように進めますか。

2点目、就学前の障がい児支援の現況と課題、今後の対策は何ですか。

3 点目、学校教育現場における支援体制の現況と課題、今後の対策は何ですか。

4 点目、就労支援と社会参加の促進をどのように進めますか。

5 点目、障がい者グループホーム建設の進捗状況と今後の地域との関わりや支援体制をどのように考えますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町の障がい者福祉の今後の取り組みについて」5 点のお尋ねがありましたのでお答えをします。

1 点目の「本町の相談支援体制として、この10年の評価と今後の計画をどのように進めますか」というお尋ねですが、平成19年当初の障がいに関する相談は、窓口か身体障害者相談員および知的障害者相談員、民生委員児童委員が主でした。

当時は、在宅サービスの利用日変更や調整をご本人が事業所に直接連絡する必要があり、ご苦労されていたようでございます。

現在は、相談支援事業所がサービス利用に係る各種調整等のケアマネジメントを実施していて、障がい者のサービス利用に係る相談支援体制は、充実してきているところでございます。

本町の窓口における相談支援体制につきましては、ケースに応じて保健師や教育部局などと情報共有をしながら、担当職員が対応していますが、身体障害者相談員および知的障害者相談員や民生委員児童委員と連携し、情報提供があった際には、速やかに対応できるように体制を整えています。

また、障がいに関する相談は、繊細な部分がありますので、個々に合った対応に心掛け、これまで真摯に取り組んでまいりました。

今後の計画につきましては、これまでどおりより良い支援につなげられるよう努めるとともに、訓子府町障がい者計画および訓子府町障がい福祉計画に基づいたサービスの提供に努めてまいりたいと考えています。

次に、2 点目の「就学前の障がい児支援の現況と課題、今後の対策」についてのお尋ねでございますが、現況といたしましては、乳児のいる全ての家庭を町の保健師が訪問し、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭において適切なサービスの提供を行っているところでございます。

また、成長や発達を確認する場として、1歳6か月児健康診査や3歳児健康診査など、各種乳幼児健康診査を実施し、発達につまずきが見られる子どもについては、町保健師の訪問等による経過観察や必要に応じて医療機関への紹介、子ども総合支援センター「きらり」への通所につなげるなどの対応を行っているところであります。

また、各施設におきましても、子育て支援センターでは月4回「子育て相談サロン」を、こども園では「子育てトーク」を月1回実施するなど、相談体制の充実に努めているところでございます。

課題といたしましては、近年、発達の遅れや障がいのある子どもが増加傾向にあり、病院受診においては、近隣地域に専門医療機関が少なく、受診を希望してもすぐに受診ができない状況にあります。

そのため、こども園や小学校等関係者間で具体的な支援策について、専門機関等と連携し、質の高い支援の手立てを講じるとともに、小学校への確実な接続ができるよう努めて

いるところであります。

今後においても、保健部門、教育委員会および関係機関、家庭、そして地域の皆さまと緊密な連携を図りながら、子どもたちを見守っていくことが重要と認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の「学校教育現場における支援体制の現況と課題、今後の対策」についてのお尋ねでございます。学校教育現場における支援体制の現況につきましては、特別支援教育に対応するため、専門性を備えた教職員を配置するとともに、町雇用の特別支援教育支援員を各小中学校に配置し、一人一人の特性に応じたきめ細やかな支援を図るとともに、専門機関による発達支援指導を行いながら、支援体制の充実に努めているところであります。

課題といたしましては、障がいのある子どもたち個々に対する学習指導や生活指導などについて、全ての教職員が情報の共有を図り、学校が一体となり特別支援教育を進めていくことが求められているところであります。

そのため「教育支援委員会」においては、特別な支援を必要とする子どもたちのこども園・小学校・中学校への円滑な接続を目指し、情報の共有と教職員連携の強化を図っているところであります。

また、自主的な学習の場である「特別支援教育を語る会」での学習などを通し、特別支援教育に関わる指導體制の充実につなげているところでありますのでご理解をお願いします。

4点目の「就労支援と社会参加の促進をどのように進めますか」というお尋ねですが、本町としましては、これまでどおり「きらきら本舗」などの福祉的就労の場への支援を継続します。

障がいのある方が、生産活動や職場体験など、就労に必要な知識や能力向上のために、必要な訓練や就労に関する相談支援を行う、就労移行支援サービスを推進するとともに、体力や年齢などの面で、一般企業での就労が困難な方については、就労継続支援サービスの利用を推進し、一般就労への移行ができるよう支援してまいりたいと考えます。

社会参加につきましては、障がい者団体やボランティア団体と協力しながら、各種事業を実施するとともに、これらの団体への活動支援や人材の育成に取り組みたいと考えております。

特に、スポーツやレクリエーション、芸術や文化活動は、生きがいのある充実した生活を送るために必要であり、また、障がいのある方もない方もともに参加する機会を持つことは、地域の住民の障がいのある人に対する理解を深める上でも重要と考えています。

生涯にわたって、スポーツやレクリエーション、芸術や文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、障がい特性に応じたスポーツやレクリエーションの普及や障がいのある方が作った作品の展示、販売などの取り組みを支援していきます。

5点目に「障がい者グループホーム建設の進捗状況と、今後の地域との関わりや支援体制をどのように考えますか」というお尋ねでございました。

障がい者グループホーム建設の進捗状況につきましては、運営する特定非営利活動法人シトレインに確認しましたところ、障がい者グループホーム等施設整備補助金の対象としているデイサービス併設のグループホーム1棟が3月末に、もう1棟のグループホームは5月末の完成に向けて工事が行われており、順調に進められているとのことです。

今後の地域との関わりにつきましては、障がいのある方に対する理解の促進を図る上で

も自治会活動や行事など、障がいのあるなしに関わらず、参加・交流できる機会を増やしていきたいと考えています。

また、支援体制につきましては、開設後軌道に乗るまで数年かかることと思いますが、当面は運営状況を見守ることとし、必要に応じて特定非営利活動法人シトレインと協議してまいりたいと考えております。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ただいま回答いただきましたので、項目に従いまして再質問をさせていただきます。

1点目の本町の相談支援体制、この10年の評価ということでお答えいただきました。どんなことでもそうですが、入口は相談から始まると思います。今、計画書の中から拾ったのですが、本町における身体障害者手帳を取得している方が326名、これは平成27年度末です。知的障害者の療育手帳が66名、精神障害者の手帳が31名、計423名の方がサービスを受けられる手帳を取得しているということですが、その他にもまだ認定されていない、あるいは申請していない方もたくさんいられるとは思いますが、この10年の中で町長のお話の中にもありましたが、さまざまな法律が改正されまして、相談窓口もいろいろ変わってきたと思います。今まで10年の中で障がいのある方からの相談としてもっとも多い事柄はどういうことなのか。この中にも在宅サービスの利用日数、変更や調整というふうに書いてありますが、今はたぶんご家族の方からの相談なども多いと思うのですが、本町における相談内容でどういうことが多いのか。

それとあと平成24年から町が北海道から権限移譲されました相談員ですね、身体障害者と知的障害者の相談員2名がいると思いますが、その委嘱された実績などがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） この10年間の間の相談内容、どのような相談があったかというご質問でございました。

10年分ではありませんが28年度と27年度についてはちょっと傾向等がわかりますのでご報告したいと思います。まず28年度につきましては27年10月から28年9月までですけれども、この間につきましては、グループホームへの入居、これにつきまして3件ほど窓口での相談がございました。その他に就労相談としまして4件ほどございました。その前年につきましては在宅生活に関する相談が1件、それと精神障害者制度に関する相談が1件、それとまたグループホームへの入居が1件ということで3件ほどでございました。そのほかに手帳だとか申請する際には、その方に合ったサービスの説明だとか、そういうことはしております。

それと障害者相談員ですね、ちょっとその方たちに来ている相談の内容というのは今ちょっと把握しておりませんが件数的には年間1、2件だったかと思っております。それは後ほどお答えしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 以前から「何か困ったときは役場に来てください」という町

長のご指摘がありましたけれども、福祉保健課、とりあえず町の中に相談員がいらっしゃるということもなかなか皆さんには伝わっていないと思いますので、まずは福祉保健課の方でさまざまな障がいを抱えた人たちが相談を受けているということで、グループホームへの入所相談もあるということの今お答えがありました。オホーツク管内でもさまざまな相談支援があるということで、広域サロン暮らしネットワークとか、そういう大きな相談窓口があるということなんですが、うちの町と相談された方と、そういう地域圏内ですか、そことの連携というのはどういう場合に行われるのか。

あといろいろ見てまいりますとちょっとわからなかったところが、身体障がい者とか知的障がいの方たちの先ほどの手帳の交付は何となくわかるんですが、全体で障害支援区分の認定者数というのが、先ほどの障がい者の数が全体で423人いらっしゃる中で、認定者数というのが本当に41名となっていますが、特に精神障がいの方が手帳を取得する場合の取得できるようになるための過程というのですか、お医者さんの診断とかもちろんあると思うのですが、なかなか精神障がい者の数が多い、増えている中でサービスを受けられる認定がなかなか受けられないというのは、どういう理由があるのか。その2点お尋ねいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まず暮らしネットワーク、そことの連携でございますけれども、オホーツク地域ですね、これにつきまして、場合によっては市町村で相談日を設けたりとかという、事業所によってはあるんですけれども、ここにつきましては、暮らしネットワークにつきましては、毎年打ち合わせ等もさせていただいております。それで特にそちらの方に話があれば市町村にも相談の内容が必要に応じて伝わってくると思えますけれども、現在のところそのような話は聞いておりません。

そしてですね、障がいの認定を受けられている方が少ないということなんですけれども、あくまでもサービスを必要とする方が受けられているケースが多いので、精神等ですと受けられるサービスが少ないということもございまして、認定の増加には至っていないということでございます。それと例えばですね、一番最後の質問の中にもなるんだと思うんですけれども、新しくできます障がい者グループホーム、それに入所するためにもやはり認定区分が必要になりますので、そういった町内在住の方にはこちらからもご案内をさせていただいたという経過はございます。

先ほどのご質問の件なんですけれども、身体障害者相談員、それと知的障害者相談員の相談の実績でございます。身体の相談の方につきましては24年から27年度まで件数は0件です。知的障害者の方の相談実績につきましては24年度0件、25年度2件、26年度1件、そして27年度については0件でございました。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） いろいろな面で相談体制が整っていくということで、今回10年前ぐらいに障がいを抱えた親御さんたちに出会って、その方たちに何人かお話を伺ったのですが、今の相談体制がすごく充実しているという、あのころに比べるとすごくいろいろな面で支援も行き届いているということで、よかったねという話も伺いました。それでやはり障がいがあるということは、ご本人はもちろんですが、やはり将来的なことでいろいろな心配事を抱えていらっしゃるのをご家族の方なのではないかと思っておりますので、

ぜひ身近なところで、そういう専門に相談員がいるということの周知と、あと福祉保健課の方で窓口はいつも開いているんだということを常にですね、町民の方にお知らせしていただきたいなと思います。

それと全部関わってくるんですが、2点目の就学前の障がい児支援についてですが、これは今、昨年からこども園が開設されまして、子ども未来課がこの相談を全てやっているのかなと思うのですが、この子ども未来課の中で障がいを抱えていらっしゃる子どもさん、あるいは早期発見の段階で心配がある子どもさんたち、あと親御さんたちへの相談支援がどういうふうに行われているのかお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺克人君） ただいま、子どもたちの障がいの部分でどのようなことで子ども未来課でやられているかということでございますけれども、子ども未来課には子育て支援係で保健師1名が配置されまして、その保健師が中心となってあたっているという状況でございます。具体的にはですね、まず最初に早期発見にあたりまして、乳幼児等訪問ということで、生まれた子どもさん、新生児に対して早急にですね当たって、早期発見、早期療育につなげるために、いろいろな情報を提供しているということでございますし、また園においてもですね、各保育教諭からですね、いろいろな情報を聞きまして保健師の方で各医療機関なり、発達支援センター「きらり」等も含めてですね、年6回ほどですね来ていただいて、支援が必要なり、ちょっと見ていただきたいというようなことも保護者とも連携をとりながらですね、その子を見て手立てについて方策をみているという状況でございます。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） これよその町でちょっとお聞きしたんですが、小さいお子さんの今、10年前から発達障がいについてのいろいろな情報が現場にも、今、10年たってようやく皆さんの支援が行き届いているかなと思うのですが、計画が立てられた10年前はなかなか現場においてもわからなかったんですが、親御さんとそれから保育されている方、あるいは専門の方たちが発達障害として気にかかるということをお親御さんとの話し合いの中でなかなか親御さんがその認識に至らない場合、そういうトラブルとかがあるというふうに聞いたんですが、訓子府町の場合においてはどのようなのでしょうか。そこら辺の保護者との話し合い、連携が支援に至るまでですね、スムーズに行われていたのか、過去においてトラブルはなかったのか、その辺がちょっと心配なものですから聞かせていただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 先ほど課長が説明したように、今年度より子ども未来課ができて発達支援というところで専門的な保健師が対応しながら、極端にいったら生まれてから最後までそういう障がいのあるお子さんがいた場合、見守れる体制がまずできたと思ってございます。今、ご質問の特に保護者が自分の子どものそういう障がいがあることに対してなかなか認知ができないのではないかとこの部分だと思いますけれども、先ほど来申し上げているように、乳幼児期にまずは健診なり訪問しながら、そういう状況をお知らせしながら保護者とまずお話しさせていただくと。それと議員ご存じのように障がいは発達の

状況において確定化することもありますので、こども園などにおいて発達段階によって園生活の中で気になることを保護者と話しながら理解を得ているという状況であります。なかなかケースによっては保護者の中でそこを了解しないとか理解されないケースもありますけど、きめ細やかな体制の中でその辺のところを理解をしながら、早期発見、早期療育に努めているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） まあ、訓子府町は、そういう面では乳児から幼児、そして学校教育へと障がい児に対する支援がとてもこの10年間で特に充実したのではないかと思います。そういう保育園などでお子さんたちに支援が必要だといった場合に、今度はそのお子さんが入学した場合、小学校、中学校と成長に従って進学していく場合に、そういう情報が連携として学校現場と今、子ども未来課ですか、そのお子さん一人一人の情報が連携されているという、どのようにされているのか。あと学校へ行きますと必要に応じて支援学級の方に行かれることになっていきますが、その障がいもさまざまですね、北見市辺りですと例えば言葉に問題がある、言葉もう少し気を付けてみた方がいいよという場合は、ほとんど「きらり」の方に行っているようですが、訓子府小学校の場合は、学校内でできる支援というのと、「きらり」の方に紹介する場合と、どのような体制になっているのかお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 管理課長。

○管理課長（森谷 勇君） 今、こども園から義務教育にかかる連携についてのお尋ねと障がいの種別によって、支援の体制についてのお尋ねがございましたけれども、まず連携の部分につきましては、町長からの回答でも申し上げましたとおり教育支援委員会という組織がございまして、その中でこども園や各小中学校の特別支援教育を担当する教職員や学校長、あと児童相談所の専門的な見地、または福祉保健課や管理課などで構成されておりますけれども、この会議の中において障がいを持つ子どもたちそれぞれの状況等を確認しながら、この子に対しての特別支援教育のあり方について意思統一を図りながらつなげているところでございます。

また特にこども園から小学校へ入学するときについては、保護者の方の不安もいろいろあることから、実際に学校現場の特別支援教育をどのようにやっているかというのも、こちらからお声をかけさせていただきながら見学していただき、そういった不安を取り除くような手立てをしているところでございます。

また特別支援、種別による関係でございますけれども、特別支援については情緒や知的、肢体や言語といった、それぞれのその障がいによって学級を編成しまして、その専門にあたる専門の教職員を配置しながら行っているところでございます。

また「きらり」の部分につきましては、それぞれの状況に応じて学校と保護者の方がご相談をしながら、そういったところに対応しているところでございます。

また先ほど議員の方からありました言語についての部分ですけれども、訓子府小学校においては通級の言語という部分がございますので、その専門の教職員が通級での言語指導を行っている、特別支援教育とは別に通級の中での言語の指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） じゃあお子さんが成長しました。中学校に上がります。中学校もきっと同じように支援学級に入ること。相談の上でそういうことになると思います。今、教育専門員という方が昨年からでしたか、配置されていますが、ある保護者の方が、小さいうちは例えば今、子ども未来課、こども園へ行けばいろいろ相談にのってくれるよねと、学校へ行った場合に例えば保護者がとても心配なことがあったり、例えば先生とのこととかいろいろあった場合にどこに相談したらいいんですかという問いがあったんですけども、この教育専門員さんと障がいのある子どもさんたち、あと親御さんとの関わりはどうなんでしょう、どういうふうな位置関係になっているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） まず、先ほど申し上げたように、障がいのある子がいた場合です。保護者の理解を得ながら、本町では育ちの手帳という個別の履歴みたいなものを設けながらスムーズに接続できるように、その辺のところの支援を行ってこども園、小学校、中学校へとつながるようなかたちでしております。それで今、相談体制というか、確かにこども園の部分でいえば身近にいる保育士などに相談しながらということもあると思いますけれども、小学校でも日常的にはそこで配置されている職員だったり、町の支援員がそれらを担うことがあります。その他に障がいだけではなく、悩みを抱えている保護者が日常生活だったりのところがある場合もございますので、それらは教育専門員の方に相談されて、それらをつなぐような役割を教育専門員がもっていますので、これからも教育専門員の啓発に努めながら相談しやすい体制づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 専門員さんは常に学校に常駐していられるのですか。小学校なのか中学校なのか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教育専門員が今年度から配置になって、日常的にしているのは教育委員会の管理課の方に日常し、その辺のところの必要に応じて訪問するようなかたちになっていますけれども、今年度から月1回、相談の日を設けておりまして、それらを生徒なり先生ならびに保護者の方にも相談を受けるような体制をとっているような状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） せっかくですね、教育専門員というかたちで配置されているのならば、まずは子どもたちと日常的に触れあうこと。それからこの先生がいろいろな相談にのってくれるんだということ子どもたちが認識できるようにですね、ぜひ学校現場にもっと、月1回ではなくて、そういう面ではもっと子どもたちと接する時間を多くしていただければ、本当に小さな悩みでも子ども自身が相談をすることができるのではないかなと思います。あと保護者の方たちとも広い意味でいろいろな相談を受けられますよということをもう少し学校を通じてでもいいですから周知していければいいのかなと思います。

さて、中学校まで訓子府の障がい児に対する支援がすごく充実していたとして、その後ですね、義務教育を終えた場合、このお子さんたちが進む進路について伺いたいのですが、この近年でよろしいのですが、大体どのような方向で進路にいつているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 教育専門員のまず話なのですけれども、先ほど申し上げたように定期的には月1回そういう相談の日を設けながらやっているということで、日常的にも学校現場の中に伺いながら、子どもと触れ合いながらやっていますので、それら保護者に向けても啓発してまいりたいと思います。

それと義務教育から高校進学にあたる現状を申し上げますと、確かに義務教育までは特別支援学級を設けてきめ細やかな学習指導や生活指導をしているわけなんですけれども、高校進学はやはり進学でございますので、障がいの程度によって管内でいえば紋別養護学校に行く生徒さんと普通高校に行く生徒さんに分かれております。それでちょっと人数的には今把握しておりませんが、通常毎年1、2名は紋別養護学校に行きまして、それ以外の生徒さんについては普通科高校に進学しているという状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 確か7、8年前だと思うのですが、まだ私も議員になりたてのときに訓子府高校さんにおじゃましたときに、本当に高校の校長先生が悩みとして打ち明けられたことに、高校、あそこ全然入学者も少なく、できるだけ1人でも生徒さんがほしいって、入学して中を開いたときに、やはりいろいろな障がいをもっているお子さんがいて、高校にそういう体制ができていないという、それでお子さんにごく3年間不自由な思いをさせたんだという無念さを語ってられたんですが、今現在ですね、訓子府高校に限らず高校において普通高校において、そういう障がいをもったお子さんに対する、生徒さんに対する支援というのはどの程度充実しているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 高校ですので、実状的にはなかなか難しいところもあるんですけど、訓子府高校だけに限ったお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど来話したように進学して、義務教育が終わってから高校進学になった普通科高校では特別支援学級、義務教育と同じように特別支援学級はございません。ありません。それで例えば中学校で特別支援学級に在籍した子どもが訓子府高校にも実際来ていますので、それらについては在籍している先生たちの中で対応はしておりますけれども、今年度、ちょっと間違いではなければ、道の特別支援の加配は今年から訓子府高校に1人ついていきますので、それらの対応についても、道立高校としても普通科高校における、そういう障がいの持つお子さんに対する充実について体制づくりに、徐々ではありますけれども、図られているという状況でございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） せっかく先ほど育ちの成長として小さいころから行政としてもその子の記録を伝えていった中で、やはり高校進学、あるいは社会人となる年齢になったときに、そこで絶ち切れてしまうと、さまざまな不安がそこで現実起きてきます。3番目の就労支援についてですが、やはりこの町でいろいろな支援を受けたお子さんたちが働ける、大人となった場合に、今回5月開園になるグループホームもそうですけれども、この10年間で町民の方々が立ち上がった唯一の機関としてNPO法人きらきら本舗のこの10年の歩みがすごく大きくあると思います。きらきら本舗は今、就労継続型のB型の支援をやっていますが、そこでお伺いしたいのは、今、北見管内といいますか、町内の人

たちが通えるとしたら就労のA型とB型の事業所がどのくらいあるのか、またあるいは、うちの町から町民の方々がそういうところに通っている実績があるのかどうか。それを伺いたいんですが。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） すいません、事業所数についてはちょっと後でお答えしたいと思います。

実際に就労支援B型、きらきら本舗さんですね、そちら平成29年2月時点でサービスを使われている方は7名おります。その他に北見市の事業所には通所で1名通われております。その他に町外のグループホームに入所されて、その事業所に通所されている方も7名おります。その他に就労支援のA型ですけれども、こちら3名おまして、北見市の事業所に通われておりますが、それがクリーニング店とかカレー専門店とか、そういったところに就労しているようでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ある情報によりますと全国で障がいをもっている方が一般就労しているのは約40万人いらっしゃるそうです。福祉的就労というのが今、課長がおっしゃったA型、B型だと思うのですが、それが約24万人いて、A型が少ないんですね、約4万人、A型というのは雇用契約を結んで一応お給料というかいただけるんですが、大体月に6万8千円前後ということです。B型就労の場合はその障がいある方の生活の場も兼ねていますから、居場所づくりといいますか、工賃として今、全国で約18万人の方がB型就労をしていて、平均が1万4千円前後ということです。今、私たちの町でもきらきら本舗が10年間の歩み、あるいは発端からすれば30年になると。その父兄の方々が声を上げて今に現在に至ったわけですが、今回開園するグループホームもりの風、シトレインさんが開園するもりの風ですが、今はデイサービスと障がい者の方のグループホーム、要するに住みかとして開園すると思うのですが、将来的にですね、やはりこのB型支援就労というのが障がいをもっている方たちが自分の居場所としてそこに通ったり、軽労働したりという、そしていろいろな方と触れあうというすごく大切な場所ですので、将来的にはそういうふうに広がってほしいなと思うんですが、町としてはそういう考えはどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 新しくできる障がい者グループホームとデイの開設についてですけれども、そのB型就労につきましては、ちょっと若干事業所の方とも打ち合わせをさせていただいております。現在のところ、それについてはまだグループホームが始まっていないので、そちらの方の状況をみながらということになるかと思っております。その辺はご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 私たちの議会でもですね、一昨年8月に旭川のねむの木の家、社会福祉法人ねむの木の家、ねむの木グループホーム。それから昨年は広尾町の障がい者施設も視察させていただきました。いろいろなそれぞれの施設もいろいろな経過を経て現在に至っているわけですが、昨日、北見市の事業所の方からお話を伺いましたら、就労B型というのは先ほど言ったように障がいをもっている方の居場所づくりが大きいです

ので、仕事として今、きらきら本舗でもシソジュースをつくったり、いろいろなことをしていますが、広尾町に行ったときもさまざまな仕事づくりをですね、行政も関わって、みんながそれぞれの障がいを抱えながらも、そこに来るのがとても楽しみにしていると、その日とても具合が悪くて、そこに寝転がっていても1日をみんなの中で過ごしていることが楽しいんだということで施設の方とのお話を伺いました。そういう仕事づくりに関して、訓子府町さんは農業の町でしょと、農業と関わる、そういう障がい者の方でもできるような作業というのがもっとできる、あるのではないですかと事業所の方が言われたんですよ。だから就労B型をもっともっと拡大して、そういう意味でたくさんの方が町の中で作業したり居場所として定着できる、今後において、この10年間の計画の中においても行政としても、どのような考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ご存じのとおり今年の5月にはグループホームが下旬ごろに完成、新たに始まると。何度もシトレインについてのグループホームについては質問をいただいておりますけれども、少なからず私が答弁の中で環境醸成という話をおしりの方でさせてもらいました。それは今言われた農業の多面的で多様な産業とどういうふうに障がい者の活動をやはり広げていくのかということが、これからのものすごい問われることではないのかなと思っています。そしてまた逆にいうと非常に可能性のある町だというふうに私は思っていますので、一つは地域的な理解を深めると同時に多機能型の職業、こういうものを今回のもりの風、それからきらきら本舗含めて、どうやって雇用の機会に結びつけながら生活と労働とある意味ではこの人たちが安心した生活を維持できるような、そういう状況をつくっていくことがこれからのまちづくりには欠かせないことだと思いますので、これらの農業とグループホーム、あるいはB型の就労所を含めたですね、可能性をいろいろな角度からもっともっと広げていかなければならない時期にきていると私自身も思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） あまり時間がないので、最後にもりの風のことについてお伺いしたいのですが、今、若葉町に着々と工事が進んでおります。若葉町、あるいは西幸町、若富、各地域の方たちとの、例えばどういう施設ができるんですよという説明会とか、今後地域の方々とどういうふうな関わりを持つかという計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） もりの風さんの方には地域の方たち、今、グループホームはるるの方でも東町の方が訪問されて一緒に行事に参加されて、そういった活動をされている、交流されているということを知っているものですから、もりの風の方でも障がい者の方と地域の方、最初は若葉町からになるかもしれませんが、そういったものを全町的に少しずつ広めていっていただきたいということでお願いはしているところではあります。ただ先ほども申しましたように、なにぶん最初から全部ということにはならないかと思っておりますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

それと先ほど後ほどということでも申しました網走管内の事業所の数でございます。A型については12か所でございます。おそらくということですので確定の数字ではござい

せんのでご了解いただきたいと思います。またB型は23か所となっております。これにつきましては窓口相談があった段階でサービス申請が必要な方というのはケアマネージャーを紹介いたしまして、サービス計画を立ててサービス計画に基づいて支援していくということになりますので、それも合わせてご理解いただきたいと思います。

今後については、もりの風さんの方にもいろいろ交流だとかそういったことについては、町としてもお願いしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先ほどいった子どもさんを10年間、発達障がいのお子さんを見守ってきた保護者の方がもりの風さんができるから、自分の子どもも将来的にですね、やはりそういうグループホームに入ってほしいって、そこでまた仕事などもね、もし住めたら、すごく期待をもってお話ししておられました。ですからこの町に今NPO法人が二つできて、そして就労型のB型とそれからグループホームができて、要するに住みかど働く場所、居場所ができて、それが町と一体となって、今後ですね、障がいをもっている方が地域の人たちともやはり安心して暮らせるようにぜひ、少しずつ定着と拡大に向けてですね、行政も相談体制も整えて見守っていただけたらなと思います。

最後に、障がい者の今後の10年の計画に向けても含めてですね、町長の方からお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 先般作成、完成いたしました障がい者計画、そしてこれから作成する障がい者福祉計画含めて私どものこれからの10年というのは従来にも増して広範囲にわたって、子どもから高齢者に至る障がいをもった方々が安心して、この町で住み続けられる、そして豊かな生活を送られるような行政のありようを問われていますし、これからの行政は実践的にそれを証明していかなければならないというふうに考えています。まずはきらきら本舗の方々、それからシトレイン、そしてもりの風の方々のご苦労に心から感謝を申し上げますとともに今後も行政が一体になってこれらを支援し、共に学び、共に支え合い、そして発展させていけるような状況をつくっていきたくて考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） これから、今回いろいろな方とお話ししたんですが、一言ちょっと印象に残ったのが、障がいをもっている人に対して、行政、関わる人たちが障がい者は何もできないと思っているのではないかと。そう感じるが多々あるんだと。でも障がいに応じて適切な指導とか、丁寧な教をいただければ障がいをもっている方だって申請書を書けたり、就労に至ってもそうですけれども、できることはたくさんあるんだよということをご本人からお話を伺いました。やはり何かをしてあげる立場と・・・

○議長（上原豊茂君） あと9分です。

○10番（西山由美子君） してもらおう立場でそういう違いがあると思いますので、その辺のことも含めて今後よろしくお願いたします。

二つ目の質問に移りたいと思います。

町民のための住宅環境整備について。

住み慣れたまちで安心して暮らす条件の一つとして、住宅の確保と住環境の整備は人口

増にもつながる重要な政策だと思います。前定例会に示された「第6次総合計画」の中の前期5年間の重点プロジェクトにも住環境の整備が挙げられ、その小項目に「空き家の有効活用」と「民間活力を活用した賃貸住宅の確保」があります。

以下の2点について伺います。

一つ目、定住・移住促進にもつながる空き家バンク制度の活用状況と今後の効果的活用に向けた課題と対策について伺います。

二つ目、民間活力の活用として、その具体的な内容と目的について伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町民のための住宅環境整備について」2点のお尋ねをいただきました。

1点目に「空き家バンク制度の活用状況と今後の効果的活用に向けた課題と対策について」のお尋ねです。

空き家バンク制度につきましては、議会からのご意見もいただき、平成27年度に制度を創設しています。

平成27年度につきましては、売買物件1件、賃貸物件1件、平成28年度は売買物件6件となっています。

売買物件7件の内訳は、町外から4件、町内が3件となっており現在の登録物件が6件、希望登録者が14名でございます。

現段階では、登録物件数が少なく建築年数が古いことなどから成約に至っていませんが、今後も登録物件数増に向けた周知、広報に努めてまいりたいと考えています。

次に、2点目に「民間活力の活用としてその具体的な内容と目的について」のお尋ねがございました。

本定例会の議案第7号 平成29年度訓子府町一般会計予算で提案させていただいている民間提案型住宅整備事業につきましては、第6次総合計画の重点プロジェクトに掲載しています「誰もが安心して住み続けられるまち」を目指した施策の一つでございます。

具体的には、8戸の集合住宅を戸当たりの最低面積70㎡、総事業費を1億500万円などの一定の前提条件により民間事業者から自由な提案を募り、選定後に工事着手、完成後に町有住宅として購入、管理するものであり、入居条件等は議会ともご相談、検討させていただきますが、原則誰もが安心して入居できる住宅とするよう考えていますのでご理解をお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 1点目の空き家バンク制度については本当に当初のころからみますと、随分ホームページの中でもたくさんの状況が見られます。今後もやはり周知がすごく大切なのではないかと思います。これから10年に向けてやはり持ち家率が高い訓子府町としましては、空き家が増えていく可能性が高いですので、その辺、求めている方と、やはり情報を的確に流していただきたいと思います。

2点目の民間活力、これは以前から町長のいろいろな住宅の整備に関して民間活力というお言葉が何回か出ておりました。今回具体的に提案が出されておりますが、何点か質問いたします。

これは8戸の集合住宅を予定していると。これは町有住宅になるのでしょうか。土地が

どういうふうになっているかということですね。それとこの民間活力、民間に計画してもらって設計してもらって、それを町が買い上げることで、町民にとってもそうですし、町にとってもその効果といいますか、メリットといいますか、そういうことについて伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま再質問ございました。まず最初の町有住宅になるのかどうかというところでございます。現在基本的には町有地への提案を予定してございまして、当然購入後は現在、町で運営している町有住宅の一部として管理・運営していくというような状況でございます。

それとこの効果についてということでご質問ございました。非常にですね、前段というか、近年、公営住宅は一定程度長寿命化計画によって、一定程度の管理戸数を減少させながらも住宅環境の整備のために建設を進めている部分でございまして、そのこの階層としては、俗に言うと言ったら怒られますけれども、一定程度の所得の低い方がそこに住まわれるということでございます。それと持ち家の部分については一定程度持ち家率ありますけれども多いという。その中間の部分で公営住宅にも入れないけれども、持ち家持つまでもないんだというところの部分があるというところの部分が一定のターゲット層かなというところなんです。特にその方々の入居する住宅が不足されているということと、非常に最近の方は住環境に敏感というか、贅沢というか、当たり前なのかもしれないですけども、給湯とかですね、ユニットバスとかですね、電気、暖房含めてですね、冷房も含めて、それらを求められているということもございまして、そういった意味では、そういったターゲットに向けた施策の一つということで、効果といたしましては単純にですよ、単純に一定の民間レベルの家賃でお貸しして、町に今家賃収入入るといところからいくと、およそ18年ぐらいで、ちょっとまだ家賃決定していませんけれども、一定程度の18年でできるかなということと、設計費がかからないということと、それと当然、民間の自由な発想をもって提案いただけるというような目的というか効果があるかなと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

あと2分です。

○10番（西山由美子君） 何か民間活力の何かいろいろなカタチがあるみたいで、またアルファベットが出できますが、DBとかBOTとかBTO、BTとかありますが、この提案型の場合はどうなんでしょう、どこに当てはまって、また設計と建築を民間にやっていただいて、維持管理は行政がやる。そういうことなんでしょう。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

あと1分です。

○企画財政課長（伊田 彰君） アルファベットの部分はPFI法の部分が平成26年に賃貸住宅にも拡大されたということで、それでBOTとかいろいろあるんですけども、そういう法に基づいた今回の部分ではなくて、あくまで単純にいうと建て売りを町が買う、建て売りのアパートを町が購入する。建て売りに対していろいろと提案を受けていろいろな裁定をしながらやっていくというようなところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 時間がなくてあまり質問できなかったんですが、これからの

人口増に向けての戦略的な方法なのかなと思いますので、住宅の整備に関して訓子府町は進んでいる方だとは思いますが。公営住宅も含めて、今後とも丁寧な説明と計画に従ってよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時から行いますので参集願ひます。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

次は、8番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 8番、西森です。通告書に沿って質問をいたします。

スポーツセンター実施設計に向けて。

築40年経過したスポーツセンターの耐震診断が平成26年に出ましたが、耐震補強工事費の具体的な町民説明がない中で建設に向けた基本設計の説明会が各地区で開かれ、平成29年度には実施設計予算が計上されています。そこで何点か伺います。

一つ、基本設計に向けた町民説明は十分行われたと思ひますが「現スポーツセンターを耐震補強して使用できるのでは」という町民の声が一部にあるが、その声をどのように受け止めているか伺います。

二つ、実施設計段階では、できる限り建設費を抑える努力は当然考えるでしょうが、所見を伺います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま「スポーツセンター実施設計に向けて」2点のお尋ねがありましたのでお答えをいたします。

1点目に「現スポーツセンターを耐震補強して使用できるのでは」という町民の声が一部にあるがその声をどのように受け止めているか」についてのお尋ねがありました。昨年の第2回定例町議会での余湖議員の一般質問への回答にもありますように、平成26年度の耐震診断結果を受け、町として建て替えの判断を行い、平成28年2月より建て替えの必要と基本構想の説明会を開催し、利用者や町民の皆さまにご理解をいただき、また、意見や要望などをお聞きし、基本設計にその内容を反映させるよう進めてまいりました。

耐震診断結果につきましては、アリーナ棟は鉄骨の柱、梁ともに部材の断面が小さく、基礎部分から改善が必要であることから、事実上「建て替えを要する」との結果であり、管理等については、耐震壁の新設、エントランスホール鉄骨屋根の新設など、「耐震補強が必要」との診断結果となっております。耐震診断については、構造が違うことからアリーナ棟と管理棟に分けて実施したため、それぞれの耐震結果が出ておりますが、現実的に工事を実施するに当たっては、アリーナ棟を基礎から解体する際、一体的な施設のため管理

棟北側を支える柱についても撤去することとなり、解体の範囲や構造的にも管理棟に大きな影響が出ることとなります。

また、小体育館およびトレーニングルームについても築40年近く経過しており、新たな施設との接合、暖房や電気などの設備面での問題も大きく、活用することは困難であると判断いたしました。

現スポーツセンターを耐震補強し、使用できないのかという意見も以前にも一部ありましたが、前段で説明したように、耐震補強による改修と全面建て替えの経費が大きく変わらないこと、また、補強工事などを行っても、施設の長寿命化が図られないことなどを総合的に判断し、全館建て替えを進めることを利用者や町民の皆さまへ説明し、ご理解をいただいていると認識しております。

次に、2点目の「実施設計段階では、できる限り建設費を抑える努力の所見」についてのお尋ねがございました。

実施設計におきましては、工事施行するために必要となる詳細図、展開図、建具表、仕様書、構造図、設計図などの作成と電気設備、機械設備のインシャルコストおよびランニングコスト、概算工事費積算などの詳細を具体的に詰めていくこととなりますので、その中で建設費およびランニングコストを抑えるための検討をしていくこととなります。

しかし、現時点においても労務費と資材費が高騰している状況であり、今後も東京オリンピックや震災復興による経費の高騰も予想されますが、工事内容などの詳細を十分に詰めていき、建設費などを抑えることに努めてまいりますので、ご理解願います。

以上、お尋ねのありました2点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） それでは何点か再質問させていただきます。

やはり町民の多くの方々から現在のスポセンの状況が全くわからない。なぜ建て替えなければならないのだ。説明不十分である。なかなか理解できない。どうしても耐震補強でやっては駄目なのかという単純な疑問が非常に寄せられています。お前ら何やっているんだというお叱りもお受けしています。やはりこれを町民にいかにわかりやすく説明するか。この説明不足ではないのかというふうに私は思いますが、そこら辺の所見をお伺いします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段説明したようにスポーツセンターの建設に向けては昨年2月以来、基本設計に向けた住民説明会を開催しながら延べ人数で申し上げますと600人ほどの人数の方に建て替えの必要性について説明を行ってきたところです。また広報等にも同じくそのような状況で努めてまいりました。

それと基本設計を業者の方に発注しまして、三つの案を示した中で、その三つの案の中から一つを町民の意見を聞きながら絞っていくというような段階を踏みながら私どもは住民に説明してきたつもりです。その三つの案を絞るに当たっては、昨年の暮れから今年にかけて約1千名ほどの、延人数でございますけれども、1千名ほどの人数の町民の方に説明しながら私たちができ得る限りの説明をしてきたつもりでございます。そのような中で説明会等にも来られない方もおことは存じておりますけれども、そのような中で私どもとしては十分説明をした中で今の基本設計を作成をしたつもりでいるところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今、教育長が言われましたように、70団体、約983名、アンケートを含め、1,100名程度に説明をしたという説明でございましたし、それから来ない町民、説明会に出てこない町民もいたという中では、賛同をもらったという説明でございますが、やはり来ない町民、説明会に来ない町民は行っても駄目だという諦めがあって、その人たちは何を言うかという、議会に対して、やはり議員に対して、お前らがやはり言わなければ駄目ではないのかという声が聞かれます。やはりやるにしても補強するにしても、やはり町民のある程度の理解がないと、これなかなか思うような建物ができないというふうに私は思います。それで今からでもやはり、まだ建っていませんし、壊してもいないので、町民に対してやはり詳しい説明文でも配布すべきではないか。先ほど言われたように、経過をきちんと説明して、補強工事するにしても残るのは基礎だけだよと、あとはなんとしても壊してやり直さなければ駄目なんだよなんていうところまでわかっている町民はほとんどいないんです。だからそこまでやって改修するのか、建て直しするのか判断した結果、建て直しにいきましたという説明をきちんとすべきではないかと思いますが、そこら辺をお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに説明不足かという部分もご意見の中にもあるのかもしれませんが、私どもとしては、例えば地域ごとの説明会を開いた中で場所、機会を設けながら聞いていただきたいという思いも含めて開催をいたしたところです。また経過等も含めまして、直接的にはお話した人なり、アンケートをお答えいただいたのが1千人ちょっとという状況でございますけれども、その他にも広報やホームページ上で町の経過と、また今後の予定も含めた中で、その辺のところをお知らせしているつもりです。その中で今後もそのような状況があるという状況であればですね、その辺を私たちとして情報提供に努めながら建設に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 説明もやはりホームページだとか、今の若い人たちにはそれで通用すると思います。ただやはり心配している町民の中には結構お年寄りも多いという中では、やはり紙を使った、文章を使った、折り込みでも構わないので、やはり現状をきちんと知らせる責任があるように私は思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それから仮に建て替える、実施設計に入るわけですが、金額が大体示されています。その金額も平米当たり43万円、この事業費が示されました。これは道内で先般、先にやっている町村の事例を基に算出したという説明でありましたが、これで果たしてできるのかどうか、ここら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに先ほど説明したように、精査した金額というのは実施設計を行いながら構造計算、さらにはいろいろな設備や電気、材料等を精査しながら最終的に決まるものでございます。そのような中で今、基本設計ということで、どういうかたちをつくるかということの基本設計の中でやっておりますので、その中で詳細までは現実的には詰めれない状況の中で、先進事例とある程度構造等が例えば木ではなく鉄骨造りだと

か、そのような近々の先進事例をみた平米当たり単価を掛けた中というか、平米当たりにした単価をお示ししているということで、一方では財政的な問題もございますので、それらを目標として今後実施設計の中で事業費を詰めていくこととなると私自身は思っているところです。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 先ほど教育長の方からは3案を示してということで、案も示されておりますが、1案、2案、3案、この3案の中で3案がいいという説明もございました。この3案というのは15億2,320万円という、エレベーター付の施設にするということでございますが、これから見積もりを、実施設計をしないと、見直しができないという説明もありましたし、15億円を目指しながら進めていきたいと。15億円あって、それを目指して進めていきたいという説明も前段いただいておりますが、やはり人件費が上がる、それから東京オリンピックがこれから出てくる、外的要因は非常に多くなると思います。そしてさらに額が、資材の単価も上がって額が上がるという懸念がされます。私が非常に懸念しますのは、こども園のときのことがありまして、当初計画していた予算からこども園は単純に倍ぐらい上がった。これも当然そのときの人件費だとか資材費、もろもろ上がっています。ただその二の舞いにはならないのかという心配が非常にありますが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 前段こども園のお話も出たので私自身も教育委員会所管の部分でお答えさせていただき、当初、外構も含めてこども園については8億円という事業の中で進めてきたところで、今議員がおっしゃるように、外的な要因の資材費の高騰、労務費の高騰、これは全国的なことで、このオホーツク管内だけの話ではなくて、そのような状況で外的要因があった中で最終的には12億にながしという金額になったということでございますので、それらも含めた中で今のこども園ができていくということをまずご理解いただきたいと思います。

それと先ほど私言いましたように、例えば自分の家を建てる時も、やはりある程度の目安の金額をもちながら、その材料やなんかを精査しながら、そのことを自分の家を建てていくものだと私自身は思っていますので、それと同じようにスポーツセンターにつきましても、ある程度の目安を設けながら、でも外的な今、こども園と同じような状況になるかはわかりませんが、外的な例えば資材費の高騰だったり消費税の問題もございますので、それらの要因を含めた中で今、立て得る事業費としては先進事例の平米当たり40にながしの金額を立てたことを一つの目安として私たちは進めたいということでございますので、その他に先ほど申し上げたように外的要因が出てきたときには、それらも含めた中で総合的に判断していくということになると思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 再度確認しますが、外的要因があっても、こども園のように8億円が12億円になるような感じで考えているということはないということによろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 建物を建てる上でのいろいろな要素があると私自身も思ってお

りますけれども、今言われるように、一つの今さまざまな町民のご意見や利用者の方から聞いた中での部屋の規模だったり、内容だったり、今の最終的に決めさせていただいた三つの中の一つの案でございますので、それらを建てることを前提として今、先進事例の、先ほどから何回も言いますように、それを目安としているということで、今後実施設計をする段階で材料の精査だったり、その辺を含めた中で、それを積み上げた中で、その事業費をみたときに、それを目標としてやるということですので、その他に外的要因ももし出てきたときにはですよ、それらも含めた中で総合的判断というか、それらも要因があれば、それらも含めて建て替えるようなかたちで私としては進めたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 私もですね、スポーツセンターをこれから建てるのであれば使い勝手もよく、スペースも広くて、見た目もいい、そういったものをつくれば一番いいのはわかります。ただそれにはお金がかかる。ただやる方としては、どうせやるんだから、今やらないとできない、人口の多いときにやらないとできないという気も確かにあります。ただ人口が減ったときにどうするんだという考え方もあります。やはり楽観論で進めるのではなくて、一つ一つ見直しをして精査が必要というふうに私は思います。ぜひこの問題に対しては一つ一つの精査とそれから43万ですか、平米43万円、これを目安にして、やはり15億円目指してやっていくという方針が出ていますので、これにぶれないようなかたちでやはり進めていっていただきたいというふうに思います。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今までお話しているように、それらを目標としながら、精査をしながら町民ならびに利用者が利用しやすい施設づくりに努めてまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） この問題の最後にですね、やはり最初に言ったように、やはり町民への説明はいまだに私は不十分だと思っておりますので、やはり文章をもって町民に、こういうことでやはり建て替えに至ったという簡単なみんながわかるような、やはりものを示すべきだと私は思っています。ぜひそうしていただきたいと。これ要望なんですが教育長の考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 私どもとしては、今までもいろいろな広報や折り込みの中でその経過も含めて示してきたつもりでございます。それらが受け手である町民がどう受け止めるかというのは、なかなか難しい問題ではございますけれども、今後それらのことが必要性に応じてですね、これらについて周知してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、質問が非常に多いものですから、先に行きたいと思っております。

2点目の町有林の今後の活用、あり方について、お尋ねします。

平成29年度町政執行方針で示された「森を守り育てる」本町の森林資源に対する計画の中で、民有林、新生紀森林組合に対する各種補助や、優良森林の育成に努めていく方針

が示され、町有林についても職員育成のほか、各事業の取り組みが予定されています。その中で何点かの取り組みにつき伺います。

一つ、本町の貴重な財産である町有林売り払いの際の価格設定や市場動向の見極めについて伺います。

二つ、専門職員の育成など、長い目で見た町有林の課題を伺います。

三つ、町有林の将来に向けての樹種の選定は、誰がどのように決めていくのかお伺いたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「町有林の今後の活用、あり方について」3点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず1点目の「町有林売り払いの際の価格設定や市場動向の見極めについて」のお尋ねですが、町有林の間伐、皆伐につきましては、カラマツ、トドマツは樹齢50年以上を基本に実施しており、価格の設定につきましては、北海道森林組合連合会において市場動向を調査し設定しております価格を参考に売り払い価格を設定しております。

市場動向の見極めにつきましては、北海道森林組合連合会や民有林新聞などからの情報を基に市場動向の把握に努めておりますが、現在は2020年東京オリンピックを見据え木材の需要が高まり、原木価格も上昇傾向にありますので、市場動向、価格を見極めながら最適な時期に売り払いを行ってまいります。

次に、2点目の「専門職員の育成など、長い目で見た町有林の課題」についてのお尋ねですが、職員に関しましては、オホーツク総合振興局東部森林室や新生紀森林組合、また模範的な施業技術を有する本町の指導林家の方をはじめ、長く森林事業に従事されてこられた方や、森林経営の専門的知識を有する方々のご指導をいただきながら職員を育てていきたいと思っており、専門職員の配置については将来的に判断をしていかななくてはならない課題と捉えております。

今後の町有林の課題につきましては、継続的な課題として、ネズミや森林病害虫による新植苗木への被害がありますが、被害拡散を防止するための適宜のネズミの予察調査および薬剤散布による駆除、病害虫駆除の被害調査を今後も実施いたします。

また、長期的な課題として、林業後継者不足や高齢化による森林労働力の減少が上げられており、町有林の施業においても何らかの影響が出ることが予想されます。

これらの課題を抱えている中、今後とも東部森林室の指導を仰ぐとともに、町有林経営審議会のご意見を基に、新生紀森林組合とも連携し、平成26年度に取得しております森林認証制度*SGECが持つ、持続可能な森林経営の基準と照らし、経済的な側面だけではなく、環境にも配慮した森林経営として評価されるよう、町有林の適正な管理に努めてまいります。

3点目の「町有林の将来に向けての樹種の選定」についてのお尋ねですが、現在の町有林の樹種別で申し上げますと、針葉樹ではカラマツ431ha、トドマツ116ha、アカエゾマツ19ha、グイマツ3ha、広葉樹ではシラカバ146ha、ヤチタモ12ha、ヤチハンノキ4ha、そのほか針葉樹、広葉樹の天然林合わせて539haとなっております。

樹種の選定につきましては、森林経営計画に基づき、町有林経営審議会における事業実

績報告と新植計画についての意見を踏まえ、管理面では、大面積の皆伐はなるべく避け、伐採箇所が隣接する場合には、十分な保護樹林帯を設けるなど、皆伐後は成長が早く販売需要が高いカラマツを基本に新植をしております。

樹種によっても異なりますが、主伐までに要する期間は数十年先になることから、樹種の選定は難しい部分もありますが、今後に向けても今までと同様に関係機関との連携を深め、経済の動向や社会の動向を意識しながら、財産価値の高い樹種を選択し、大切な町の財産である町林を守り育て後世へ引き継いでまいります。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 本町の森林、町有林も含めて非常に近隣町村ではいい山を持っていると、どこへ行っても言われます。特に置戸の人からも訓子府はいい山あるねと非常に言われます。ただ非常に心配するのは森林に長く携わったプロがなかなかいなくなってしまうと。非常にそういうふうに思います。それで大変町の財産として有効な町有林の売払いの際、やはり新生紀森林組合、元訓子府にあった、訓子府町と合併した新生紀森林組合を含めて入札するのでしょうか、現在大体平均で何社くらいで入札をしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま売り払いの入札にかかる業者の数でございますが、現在7社を指名いたしまして入札を行っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今、7社と課長から聞きましたが、聞くところによると、新生紀がうちの町も資本が入っている森林組合なのですが、2割ぐらい安いのではないかとプロの木を見る人に聞くと、2割ほど安いのではないかとということなのですが、その売るときには、やはりその市場動向、いつ切って売るかという、伐採の時期ですね、そこら辺もやはりどこかに相談して決めているような気がするんですが、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 伐採の時期、単年度でいいますと、今年例えば皆伐、間伐する箇所というのは施業計画書ですとか、前年のうちに決めるわけでございますけれども、時期につきましては、相談というよりも現場をみながらですね、そこまで伐採に行く経路ですとか、林道ですとか、そういう部分もみながら、いつ伐採して運び出しをして、一時堆積をしなければなりませんので、堆積場所ですとか、そういう部分をみながらですね、時期を決めているというのが今の状況でございます。

それから長期にわたりましては、先ほど回答でもございましたように、基本的には樹齢50年以上というようなものをまずは基本としながらですね、施業計画と現地等をみながら決めていっているという、場所的な部分を判断していっているというようなことで行っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 樹齢50年、植栽してから50年以上たったものをまず目当てに

切っていているという説明でございましたが、非常に訓子府町の町有林の面積というのは800haほどあろうかと思いますが、南から西から来たから非常に周りを囲まれている山で非常にいい山なんだということで私もあまり何か所も見ることがない。協成、緑丘、美園、あとは北側の山ぐらいしか見たことがないのですが、非常に山を見る機会もない、それから山を説明してくれる人もいない。プロがいなくなったという中では示されたように職員育成もするというふうにうたっていますが、現在は新しい方が山に回られる職員ができたと思うんですが、そこら辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 職員の部分でのご質問でございますけれども、今議員おっしゃるとおり、現在1名、専門職ではありませんけれども、携わっている職員が1名、それと兼務でございますけれども1名、2名の中で係長も入れますと3名の中で今、林務の方を携わっておりますけれども、やはりまだその職員も1年目ということもございまして、ただ経営審議会の委員さんの中にもですね、元役場の職員、それから元森林組合の職員、それと林専門の指導林家の方も本町におりますので、そういう方々のご指導もいただきながらですね、現在のところ担当しているという部分でございます。それから職員に関しましてもですね、まだ1年目ではありますけれども、かなり現場等を細かく回ったり、山を長く見て回ったりということで対応していただきながら進めておまして、現在のところ何かトラブルがあったとか、何か問題が起きたという部分はありませんので、一生懸命担当していただいているというふうに私としては認識しておりますし、今後もその職員がいつまでいるかは別問題としましてもですね、まだまだ1年目でございますので、今後もいろいろな方からの指導、森林組合、関係機関、施業者の方、いろいろな方からの指導を受けながら成長していただければいいかというふうに考えております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今、新しい職員1名、1年目という職員がいるんだということと、専門職、それから兼務している人合わせて3名体制でやっているんだということなんですが、ぜひ単年度、短い年度で変えるのではなくて、やはり長い目で森林のプロを育てるという認識に立って育てていただきたいな、山を見れる職員を育てていただきたいなと。非常に山というのは年数かかりますが、やはり次の世代には有効な財産になるわけですから、ぜひそういう観点で職員を育てていただきたいなというふうに思います。

それから次に、町有林の将来に向けての樹種の選定になりますが、現在カラマツとトドマツが主体となっております。ただカラマツというのは生育が早いんですが、樹価も安いように私は思うんですね、将来的に向けてやはりトドマツの割合も増やすべきではないのか、目先のお金ではなくて、やはり将来的にお金になる木を町有林の中には植えていくべきではないのかというふうに思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議員ご指摘のとおりですね、現在のところやはりカラマツがやはり需要が多いと。いろいろな部分でカラマツ材というのが見直されまして、需要が多い材質になってございます。価格につきましてもですね、現在のところそれほどカラマツ材については安いということではなく、先ほどの答弁の中にありましたように、これ

からオリンピック等に向けての需要もだんだん高まっていく中で価格は今のところ安定しているというふうに認識しておりますし、トドマツに関しましてもですね、やはり生育が遅いという部分と、それとどうしても枝が張るという部分がございます、なかなか植えることによりまして生育等の関係でなかなかちょっとカラマツから比べますと、やはりちょっと落ちるとい部分がございますので、ただ価格の動向、いろいろな部分で議員がおっしゃるとおりトドマツもやはり必要な部分というのはあるかと思っておりますので、これにつきましては樹種の選定等につきましては、今後経営審議会も年に何度か開かせていただいておりますので、そういう専門家の方々のご意見等も聞きながらですね、それとSGECのご指導もありますので、そういう部分も検討しながら勘案しながらですね樹種の選定は行っていきたいというふうに考えますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） それともう1点、非常に去年の台風で風倒木が非常に多いんですね、これなんで風倒木が多くて、そのまま投げたのかな。手入れが遅れている。非常に手が足りないのか、気が付いていないのか、山を見ていないのか、そこら辺、風倒木が多いということは虫もつくし、ネズミもつくし、非常に山が荒れる原因になるというふうにいわれています。ここら辺、現場、風倒木が多いということは理解していただいているのでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 去年の台風等、大風等によりまして、風倒木については多々あるというのは認識しております。ただ処理に関しましては昨年につきましては台風の影響もありまして林道等が破損したりとか、山に行ける道が破損したりということもありまして、即座に対応できなかったという部分はございます。風倒木の処理に関しましては今後定期的というか長期的にですね、一度にやることはなかなか難しいので、例えば間伐時期、それから当然皆伐等、いろいろな部分がございますので、そういった中で対応させていただきながら進めたいなというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今の風倒木の件なんですが、定期的に職員が歩いて山の状況を把握していただいていると、こういうふうに思いますが、風倒木があれほど出て、早急にこれを処理しなければならないという判断をやはりしているのかどうか、課長のところまで上がってきているのかどうか。それをやはり検討して早急にこれをやらなければならない。財産だからという検討をされているのかどうかも合わせて聞きたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 風倒木の割合につきましては、ちょっとそこまで把握はしていないというのが現状でございますが、ただ林班ってありますけど、小林班とかありますけれども、例えば林班全体が倒れたとか、大きな面積で倒れているとかという感じではなくて、やはりぽつぽつという、ぽつぽつという表現がいいかわかりませんが、やはり樹齢が高くてかなり弱っている木等なんか倒れている。それからやはり多いのは枝等がやはり落ちるといのがやはりかなりあります。木自体根本から倒れるというよりも枝が折れたり、途中から折れたりというような細い木なんかは途中から折れたり

というような部分が多いというのは山を見て職員からの報告等はございます。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 町有林の今後に関しては、もう1点で終わりたいのですが、最後に職員が1年目、1人採用、それから合わせて3名体制でやっているという先ほどの説明いただいたのですが、やはりプロを育てるためには現在皆無というか、若い職員が頑張っ
てやってもらっても、なかなかすぐから山を見れる職員には育たないというふうに私は思
います。やはり元森林組合にいたOB、まだ動けるOBがいれば、ぜひそういう人を年間
何日か雇用してでもアドバイザーとして来ていただいて、何年かやはり山を見るプロを育
ててもらう、ぜひ自然が大好きで山に対して山を大事にする、山を知る人材を育てる、そ
ういう人を公募してでもいいから、やはり訓子府町の山はこいつが見てくれるという人間
を育てるべきだというふうに私は思いますが、いかがですか課長。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） アドバイザーの部分に関しましては、アドバイザーを臨
時で雇用するかどうかという部分はちょっと私どもで判断できるかどうかという部分があ
りますけれども、当然、現在ですね、森林組合のOBの方等でボランティア的ですね、
ボランティアという表現がいいかどうかわかりませんが、一緒に山を夏等ですね、
山を見に行くぞということで誘っていただき、誘っていただくというのか、来ていただい
たりして職員と一緒に見たりとかという部分をボランティア的でございますけれども、や
っていただきながら教えてもらっているという状況ではございます。やはりそれと長期的
に立って山を見る職員、山を育てていく職員が必要だという部分については、もう議員お
っしゃるとおり、やはり専門的な部分の職員がいれば当然大事な町有林でございますので、
いろいろな管理、いろいろな部分ではやはり適切にできるのかなというふうには考えます
けれども、これについても回答でもお示ししたとおり、やはり長期的な部分での課題とい
うことでも捉えておりますので、今後どういうふうにできるかというのはちょっとここで
今具体的には答弁できませんけれども、そういう認識はしているということでご理解願
いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 認識していただいて、ぜひこれボランティア的でもアドバイスの
でも構いませんので、若い職員を育てる方策をとっていただきたいというふうに思います。

続きまして、時間がありませんので、3点目の「力強い農業づくり」についての質問を
させていただきます。

平成29年度町政執行方針では、今年の本町農業に関して「町の経済を支える基幹産業
として育てる」さらに「各種整備事業、改良工事の実施、農業生産環境の整備」また「次
世代への継承者たる農業担い手対策」も示されています。「農作物の生産振興」、「畜産にお
ける各種改善対策事業」、「有害鳥獣駆除事業」なども盛り込まれた方針であり、町民、農
業者の理解のもと、滞りない実施を望むものであり、何点かお伺いいたします。

一つ、農家戸数の減少に歯止めをかける対策をお伺いいたします。

二つ、農業担い手対策協議会による配偶者対策と、今後の取り組みを伺います。

三つ、本町の農作物の生産振興と具体策、JAとの関係、農家への周知方法を伺います。

四つ、畜産農家減少の歯止め策とその取り組みについて伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「力強い農業づくり」について、4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「農家戸数の減少に歯止めをかける対策」についてのお尋ねであります。本町農業の発展に向けては不可欠な農業生産基盤整備を計画的に推進し、良好な農地の確保と農産物の高い生産性を維持することが大きな柱と考えています。

具体的な農家戸数を確保する対策としましては、新規就農者等支援事業の継続により農家後継の確保を第一に進めるとともに、そのあり方も戸当たり経営面積の大規模化により「親から子一人へ」の継承だけでなく、さまざまなかたちでの後継を模索していかねばならないと認識しております。今後においてきたみらい農協をはじめ関係機関と協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

また、農外からの新規就農者や第三者経営継承につきましても農家戸数を確保するための一手法として、国や北海道の制度を有効に活用しながら引き続き進めてまいりたいと考えております。

2点目に「農業担い手対策推進協議会による配偶者対策と、今後の取り組み」についてのお尋ねがありました。

現在、農業後継者で配偶者対策を必要とする対象者は74件あり、これまで農業体験や関係者等からの紹介により農業後継者の配偶者対策を進めてきたところですが、近年、農業体験への応募が減少している状況にあります。また、農業体験に応募されてくる女性の方の考え方も多様化してきており、これまでの農業後継者の配偶者になるという考えだけではなく、将来の職業の選択肢の一つとして体験希望される方も増えてきており、農業担い手対策推進協議会で期待している、後継者の配偶者確保には直接結びつかない状況になってきております。

このような状況にあることから、本年度の農業担い手対策推進協議会の事業では、イベント開催による出会いの場の確保の模擬演習として、農業青年と女性との合同研修を行ったところでございます。参加した農業青年からは「大変、参考になった」「次の機会があれば、ぜひ参加したい」などの感想が寄せられているところであり、今後、イベント開催による出会いの場の確保も検討していきたいと考えております。

また、社会的に晩婚化する傾向にある、農業という特殊性を鑑み、対象の農業青年をはじめ、父母などの受け入れ家族の意識を高めるきっかけとなる研修、講演会なども同時に進めていかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、イベント開催による出会いの場の確保は一つの手段でしかありません。農業後継者の配偶者対策は、関係者、関係機関などからの情報も重要であり、今後も関係者、関係機関等とも連携を強め進めてまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3点目に「本町の農作物の生産振興と具体策、JAとの関係、農家への周知方法」についてのお尋ねがありました。

国庫補助事業の活用を第一に省力化のための高性能機械の導入やICT活用も視野に家族労働力を基本とした農業を展開する考えでございますが、現状の個別農家を対象とした国庫補助である経営体育成支援事業はポイント制で、高いポイントが町全体で獲得できな

ければ採択が厳しい状況にあり、昨年行ってきた制度改善の要望・提案は今後とも継続して行ってまいります。

一方で作業の外部委託に関してはJ Aコントラクター事業が本格実施に向け準備段階にあり、それらに対する支援要請があれば検討を行う考えでございます。

29年度から新たに取り組む特産園芸作物の作付維持に関しては、生産者組織からの要望を基に本町として支援できることを検討した上で、J Aとしても支援が可能なのか、あるいは既存施策として、これまでどのような事業を展開してきたのかを調査した上で事業化しておりますし、農家への周知方法もJ Aを通じて既に行っているところであり、その関係は良好であると考えております。

次に、4点目に「畜産農家減少の歯止め策とその取り組みについて」のお尋ねがありました。

基本的には1点目、3点目で回答した内容と一部重複しますが、省力化のための高性能機械の導入をはじめとする畜産クラスター事業やリース事業の活用等により生産基盤の強化を図り、TMRセンターや共同法人の設立推進に取り組むなど、酪農部門は耕種部門と比較し労働負担の軽減がより一層求められているため、そこに対策を講じなければ減少に歯止めはかけられないと認識しております。

また、共同利用模範牧場の活用においても、酪農家が育成牛を預けることで飼養コストおよび労力の削減、家畜の健康増進など経営上でのメリット面をアピールし、いっそうの利用促進を図ってまいりたいと思います。

以上、お尋ねのありました4点についてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 今、町長から説明いただきましたが、農家戸数が減ると非常に農家がさびれてしまって、特に本町はまだそこまでいっておりませんが、私の同級生がたくさんいる別海町から天塩、酪農地帯は閑散としています。隣の家が2 km、また5 km、寂しくて1日、2日、人に会わない日があるというようなところに住んでいます。そんなふうになってしまうと、訓子府でいくら農業50町、70町作っても大変だなというふうには私は思うわけです。戸数が減れば人口も減り過疎化になる。単独町としてはなりいなくなる。非常に心配をしております。何か農業で、「農業の町 訓子府」、何かいい方法がないのかなというふうにご考慮して、前に一度質問をしたことがありますが、現在の面積で農業をやっているように何戸か集まって法人化してでも訓子府に生き残りたいという青年たちに法人化モデルケースを考えてみることはできないのかと。以前に質問したことがありますが、そこら辺、どんなことになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 法人化に関してのご質問でございますけれども、過去にですね、地域でいいますと高園、それから福野、その方々が何戸か集まりまして、トラクター共同組合ですとか、自分たちで共同組織で作業しているというようなところが法人化に向けて研修等を行いたいということで先進地へ行ったり、普及センター等の話を聞いたというところで検討したことは過去にはございます。ただ、なかなかやはりまだもう10

年ぐらいの、私が農業委員会にいるときの話でございますので、ちょっと前の話でございますので、まだまだその時代は個々の力も大きかったというのがありますし、農地についてもまだそんなに拡大されていないということもございましたので、なかなか法人化に向けてというのは、ちょっと難しいということで断念したという経緯は過去にはございます。やはり今後はですね、若い方々、後継者の方々がどんどん今帰ってきている状況、どんどんというか、何戸かは帰ってきている状況にございますので、やはりそういう方々がどういうふうに考えるのか、今までどおり1戸でいいのか、それとも共同経営、法人化に向けて地域の中、同じ意思を持つ人たち、そういう人たちと手を組んで法人化にして進めるのがいいのかという部分については、やはりそういう方々の自主的な部分での発想等になるかと思っておりますので、そうなったときにはやはり町としても何らかの支援等が必要であれば、要請があれば当然考えていかなければならないというふうには思っております。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） これはですね、行政がぜひ農業後継者を対象にして、やはり農業法人化のモデルケースあたりもつくるべきではないかというふうに思います。面積が少なくても生き残れるんだと、訓子府で農業できるんだ、やはり面積を増やそうとすれば非常に資金がかかります。土地は買わなければならない、機械を買わなければならない、規模拡大をしなければならない。何千万、何億円かかります。ただやはり今ある面積で何戸か集まって法人化するためには、やはりリーダーをきちんと、優秀なリーダーを育てなければならぬ。みんながリーダーになって、やはり俺がトップ、俺がトップということになると、なかなか経営体はうまくいかないということになりますので、やはりそこは町の行政、やはり教育委員会あたりが中心となって青年教育をしていただいて、モデルケースを作るべきではないのかなというふうに考えますが、その辺の考えがあるかないかということをお伺いしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） まず、モデルケースの部分に関しましてはですね、行政が主導になって、そういうモデルケースを作ることがいいのかどうかってちょっと今、考えの中ではですね、行政が主導になって若い青年を集めてモデルケースを作って法人化しなさい、法人化をしようという部分が、それで本当にいいのかどうかという部分は正直いってあります。やはり先ほど言ったように自主的な部分で後継者なり若い経営者なり、そういう経営者の方々が現状を把握し、将来を見据えた中での農業を考えた中での法人化なり共同化なりという部分でのやはり発想が必要ではないかなというふうに認識はしております。

○議長（上原豊茂君） 社会教育課長。

○社会教育課長（高橋 治君） 教育委員会の方の青年教育ということでのご質問がありましたので、私の方からその立場でお答えさせていただきたいと思っております。

青年につきましては、議員ご存じのとおり4Hクラブの青年たちが約30人ほど活動しております。他に青年団の中にも農業青年がおりますが、4H活動の中ではいろいろと日々研修活動や研究活動をしている中ではですね、こうしたことも話題にしながらですね、進めていきたいなと思っておりますし、私どもの方では農業後継者に限らず産業後継者、教育推進協議会が行っております研修事業などで道内・道外へ研修へ行かせていただいております。

すので、そのことにつきましても多面的な学びということでは、まちづくりや6次産業や法人経営しているところなども研修に行っておりますので、そういうことも報告会などでも青年同士で学び合いをしておりますので、今、議員が言われたような中身も青年の方にはですね、課題として投げかけながらですね、今後も学びながら研修ということで、このことについて研究していきたいなと考えておりますのでご理解願います。

○議長（上原豊茂君） 西森信夫君。

○8番（西森信夫君） 時間がなくなってきましたので、最後に町長に一つお願いをしたいと思います。

訓子府町は野菜、果菜の産地で、やはり道東の湘南といわれるように、やはり夜間冷えて、日中高温になる。非常に果物、野菜が育つところです。特に訓子府メロン、スイカ、それから野菜、非常にたくさんとれてやはり網走管内では非常にいい町になります。ただ、耕作が非常に減って、私の近辺でも何軒もやめてしまいました。なぜ耕作をやめるかというと、年寄りが腰を曲げてハウスで作っても、その収益は全部息子の組勘に入ってしまう。自分のお金にならないと。そんなもの誰がやるんだという年寄りが増えています。ぜひ65歳から75歳までのリタイヤ組に作ってもらうPRをすべきだというふうには私は思うのですが、やはり将来の一村一品、それから返礼品を目指してメロンの振興も図るべきというふうには町長も言っておられましたが、そこら辺、町長の考えを最後にひとつお聞きかせ願いたいなというふうに思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 法人化をやはり行政がリードすべきではないかという先ほどの質問もございました。全く私自身は個人的にはそのような方法というのは考えられなくもないというふうに思いますけれども、しかし、かつて法人化、いくつかがあった農業の生産組織がどうして崩れていったのかということを考えてみると、やはり力がついてきた農家がより適期、適作で、その状況において自分のところで機械がほしい、このときに使いたいけど、なかなか思うようにいかないとか、いろいろな中で個人が農業機械を取得するような状況というのはやはり出てきたのではないのかと。しかし今、あらためて農業が厳しい状況の中で、もうこれらについてもやはり考え直していかなければならないだろうと。もう一つはやはり若者の農協離れというのは私は出てきているのではないかなというふうに思います。農協よりも逆にいうと、そういう法人化やもつという金融機関の援助も含めて農協よりもという考え方というのは、やはり昔の西森議員たちの年代とは異なる意識というのはやはり出てきているなと感じますので、あらためて協同組合とは一体何なのかと、協同組合組織をやはり農協はもちろんそうですけれども、もう1回考えてみる必要があるのではないのかなと。そして若者に確かにその部分を位置付けて意識化していくということが私は大事でないかなというふうに思っています。例えばTMRセンターがご存じのとおりK'sフィールドサービスから今度は北訓も含めて出てまいりました。ある意味ではそれは一つの会社組織化、法人化だということで、やはり※コントラクターも含めて有効な生産をしていこうという表れではないかなというふうに思います。メロンの話も出ましたので、65歳以上の人たちを有効に使うということも含めての提案でございますので、生産メロンの振興組合等の意見も伺いながら適切なそういう振興策を模索していきたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

- 議長（上原豊茂君） 西森信夫君。
○8番（西森信夫君） それでは、以上で私の質問を終わらせていただきます。
○議長（上原豊茂君） 西森信夫君の質問が終わりました。
ここで午後2時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時 1分
再開 午後 2時10分

- 議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、9番、堤三樹磨君の発言を許します。

堤三樹磨君。

- 9番（堤三樹磨君） 9番、堤です。では一般質問の方を始めさせていただきます。

高齢者を支える地域づくりについて。通告書に従いまして質問させていただきます。

日本は既に2005年に人口減少社会に入り、その一方で高齢者は2040年まで増え続け、75歳以上の高齢者は今世紀半ばまでは増え続けるという、世界に前例のない早さで高齢化が進む超高齢社会が現状です。この対策においては、全てにおいて超高齢社会対応モードに改変していかなければならないかもしれません。

本町も第6次総合計画や町政執行方針で、高齢者福祉に基づく高齢者を支える施策については必要性を重く感じるところであります。高齢者の積極的な社会参加促進や地域の自主活動に対する支援・協力について、また高齢者の実態と捉え方に乖離かいりがないか、次の点について伺います。

1番目に、本町の高齢化率は36%に達していますが、第6次総合計画で示す65歳以上の高齢人口は平成32年をピークに微減に転じて人口減少第2段階に入るとあります。

本町が超高齢社会を抜け出る可能性があるかどうかについて、また高齢者の要支援および要介護の認定者数は15.2%とありますが、前期高齢者の認定者数が占める割合と後期高齢者の認定者数が占める割合について伺います。

2番目、平均寿命と健康寿命との差（不健康な期間）は厚生労働省などが発表した統計データによると、男性は9.2年、女性は12.7年と世界ワースト1位とされています。この差（不健康な期間）をどう捉えられていますか。また健康寿命までの期間（健康な期間）の積極的な社会参加促進や、地域の自主活動に対する高齢者への支援・協力について、基本的な考え方を伺います。

3番目に、町政執行方針で示す「自立可能な老後に向けた健康寿命の延伸、さらに現役引退後も希望に応じて多様な働き方や社会参加を実現できる長寿社会を形成し人口流出抑制につながる施策の推進」についての具体的な施策をお伺いいたします。

- 議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「高齢者を支える地域づくりについて」3点のお尋ねがありましたのでお答えいたします。

1点目に「本町の高齢化率は36%に達していますが、第6次総合計画で示す65歳以上の高齢人口は平成32年をピークに微減に転じて、人口減少第2段階に入るとあります。本町が超高齢化社会を抜け出る可能性があるかどうかについて、また高齢者の要支援および

び要介護の認定者数は15.2%とありますが、前期高齢者の認定者数が占める割合と後期高齢者の占める割合について伺います」とのお尋ねがありました。

まずは、超高齢社会を抜け出る可能性ですが、日本では平成6年には14%を超え高齢社会に、平成19年には21%を超え超高齢社会となりました。

また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」では、日本の平成32年の高齢化率29.1%、平成37年の高齢化率30.3%で人口は減少しますが高齢化率は上昇すると推測しています。

このような中、本町においては平成27年度末には、高齢化率36%となっています。

第6次訓子府町総合計画の人口推計では、平成33年に高齢化率39%に達し、平成38年まで推移する見通しを立てております。老年人口は平成32年をピークに微減すると予測していますが、人口の減少率は老年人口の減少率を上回り、その結果高齢化率は下がらないことが予測できますので、当面この超高齢社会から抜け出る可能性はないと考えられます。

次に、高齢者の要支援および要介護の認定者数の割合15.2%の内訳ですが、前期高齢者が占める割合0.9%、後期高齢者が占める割合が14.3%となります。

2点目の「平均寿命と健康寿命との差（不健康な期間）は、厚生労働省などが発表した統計データによりますと、男性は9.2年、女性は12.7年と世界ワースト1位とされています。この差（不健康な期間）をどう捉えていますか。また健康寿命までの期間（健康な期間）の積極的な社会参加促進や地域の自主活動に対する高齢者への支援・協力について、基本的な考え方を伺います」というお尋ねですが、健康寿命の延伸は、健康増進法に基づき策定された「健康日本21」の中心課題であり、目標値の設定に当たっては、平均寿命と健康寿命の差に着目することとしています。

健康寿命は、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義され、介護保険の要介護度データなどを利用して算出されます。この算出による本町のデータは、人口規模の小さい自治体のため、必ずしも当てはまるとは限りませんが、健康寿命が男性77.66年、女性84.91年で、平均寿命との差は、男性が1.34年、女性が3.78年となります。

この不健康な期間をできるだけ短くすることを目指し、第2期訓子府町健康増進計画に基づき、乳幼児期から高齢期まで各ライフステージに応じた取り組みを推進しているところでもあります。

具体的には、乳幼児期からの健康づくりの推進、心の健康づくりの推進、がん検診の受診率向上によるがんの早期発見、特定健診・特定保健指導を通じた生活習慣病予防の推進等を具体策として実施しております。

また、健康な期間の積極的な社会参加促進としましては、高齢者が長い人生で培った経験や知識、技術を社会に生かすとともに、社会の大切な一員として生きがいを持って活躍できるよう、社会参加を推進することは、平成27年の介護保険法の改正の中でも求められています。

そのためにも高齢者の生涯学習への参加を促進し、活躍を活性化させるには、生涯教育の普及啓発はもちろん、多種多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会や情報の提供が必要です。

また、地域の自主活動に対する高齢者への支援・協力につきましては、社会教育課と福祉保健課で実施しています「くんねっぶ巡回講座&どこでも健康セミナー」や介護予防を目的として健康運動指導士の派遣、「いきいき百歳体操」の推進を実施しており、今後も広く周知をしながら支援をしてまいります。

3点目の「町政執行方針で示す『自立可能な老後に向けた健康寿命の延伸、さらに現役引退後の希望に応じて多様な働き方や社会参加を実現できる長寿社会を形成して、人口流出抑制につながる施策の推進』についての具体的施策」のお尋ねですが、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むためには、高齢者のニーズに応じた医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムの実現が不可欠です。

特に、地域包括ケアシステムは医療・介護の専門職による公的サービスだけではなく、介護予防など自立に向けた取り組みやボランティア活動などの地域でのささえあいによる、自助・互助・共助・公助を組み合わせることが必要になります。

この地域包括ケアシステムを推進し、住み慣れた地域に住み続けられる環境づくりが、高齢者の働く場や社会参加、また人口流出抑制につながるものと考えます。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 今お答えいただきました中で、まず高齢者対策という部分に対して、年齢的なものの中で高齢者という捉え方に対しては65歳以上というくりがある中で、私としては一括、一括といたら、先ほど健康寿命との差、不健康な期間という説明でいただきましたように、健康な期間と、また不健康な期間があると。高齢者のくりの中ではないかと。そういう中で高齢者対策としては、とにかくその前の前段の方の健康な期間の長い期間において、高齢者対策として位置付けながら急ぐ必要があるのではないかとこの点でちょっとあらためて質問したいと思います。特にそう思う部分に関しましては、第6次総計でも出ておりました平成33年、38年に高齢化率は39%となり、今後も超高齢社会との改善は見込まれないというお答えがありましたように、特にこの団塊の世代といいますか、堺屋太一さんの小説から出た言葉でしょうけれども、ピーク時は平成32年のちょうど団塊世代が71歳から73歳になる時期、ここに向かうまで、これからあっても継続するんですけども、そこまでの間に少なくともある程度の視点とその対応というか、対策を練っていかなければ、この現状のまま厳しいものが続くというふうに考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） ただいま健康期間の間の取り組みが重要だというお話で、団塊の世代が、2025年が75歳になるピークだったかと思いますが、そこに向けての対策、それを練らなければということで、それが重要だということで、その現状はということでございますが、平成27年の介護保険法の改正もですね、その団塊の世代のピークに合わせて、それまでにいろいろな対策をとりなさいということで、今、制度改正に向けていろいろな取り組みといいますか、それを進めているところであります。その中心的なものとしましては、地域包括ケアシステムというものがあまして、その中で先ほど町長からも言いましたように医療だとか、介護だとか、生活支援全体をですね、医療、介護、

予防、住まい、生活支援、それを全て包括的に確保するシステムの実現が不可欠だということではありまして、その中の生活支援の中では地域力、そういったものも重要になってくる課題かと思っております。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 高齢者に対して、特に今言われた部分の支援が必要、福祉として支援が必要になるという部分に関してはもう重々感じていますし、今これから町も取り組むし、いろいろな施策等も見させてもらっていますので、それに対しては今できる範囲の中では、かなり頑張っただけで対応していこうとしているという旨では感じるんですけども、私がちょっと逆にお聞きしたいのは、その部分に関しては他の議員も質問等されていますので、私のお聞きしたいのは、そこに、つまり、どう言えばいいかな、高齢者というくくりの中での65歳以上から、そして健康寿命に達するまでの期間に対する支援、ちょっと中で、はっきりいろいろ出ておりました。確かに社会教育ですとか、そういう部分ですとか、自治体等いろいろなものに対する参画の推進ですとか、それと高齢者勤労センターですとか、そういうものに対して仕事のあっせんですとか、そういう部分で活躍してもらおうというような部分の取り組みのものがあっても、実際に今、私が問題は何かなどというふうに捉えている部分で言いますと、今、健康寿命を延ばそうという考えでのお話、福祉だとか、いろいろなものを含めまして、健康寿命、自立されている期間を延ばそうという考え方で多くの対策がとられていると思うんですけども、じゃそれを延ばすためまでに、つまり健康である期間を長くするためには何が問題であるかという、退職をされて、具体的に言っちゃいますと、会社をやめまして、そしてその後やることがないよと、最初のうちはいいですけども、そのうちなぜか社会参加できないような状況になってしまったり、張り合いがなくなる、生きがいなくなる、そして何か人の役に立っているという、そういう部分が感じられなくなってくる、そういう中で生きがいですとか、そういうものが持たなくなってくる世代がこれからどんどん増えてくるのではないかな。そして、そのことを解消しなければ、気力がなくなったりなんだりは、結論的には、その健康寿命の縮小につながる、先ほど言われた課長おっしゃっていたようないろいろな介護等を必要となるようなかたちに向かってしまうのではないかな、そういうために健康だとかそういうもので健康診断やいろいろな部分でそういう対策をとっているというのはわかるんですけども、心の部分の張り合いですとか、そういう実際の部分で対応として、今後は行政としても自治体としても同じように取り組んでいかなければならない時期ではないかなというふうに思っています、そこに対する部分の対策といいますか、支援、協力等に対するものが、まだ介護、福祉等について考えている様子から見ると、対策としては少ないのではないかなということで質問させてもらっているんですけども、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 健康寿命を延ばす、そのために退職後の生きがいだとか、そういったものを心の張り合い、そういったものをどのようにそういった退職した後にケアをしていくかということのご質問だと思うんですけども、まず先ほど議員がおっしゃいましたように、高齢者勤労センターですとか、そういったところでの雇用、そういうところで働いていただくことも一つの手でありますし、私先ほど申しました地域包括ケアシス

テムの中の新総合事業の中に生活支援の中に地域力が必要だということを申し上げましたけれども、ボランティアだとか、そういった中にはいろいろ配食サービスだとか、いろいろなお年寄りのためのといたしますか、必要なサービスを展開するために元気な高齢者といったら失礼になるかもしれませんが、そういった方たちに協力していただいて、有償ボランティアという言葉もありますけれども、ちょっと違うかもしれないですけどもね、そういった働く、雇用の場だとか、そういったものを創出していけたらいいなとは思っているところです。ボランティアも地域の方が認知症の方だったり、心配のあるお年寄りを見守っていただくとか、そういったことも含めまして、本町に住まわれている方が本町に住むにあたって一人で住み続けるのが大変になっている人をサポートしていただく側に回っていただくということが、生きがいだとか、そういった張り合いだとか、そういったことにつながっていく一つではないかなと思っているところです。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） そこら辺の部分は十分理解していますし、お考えの中でもそういうものがベースにあるということで大変理解をしますのでけれども、実際に先ほどご回答の中で要介護認定者数、高齢者という中でも前期高齢者の部分、つまり65歳から75歳までの占める割合としては0.9%、75歳以上、後期高齢者が占めるのは実際14.3%というかたちの中で非常に75歳までの自立という言い方でいいと思うのですけれども、そういう方が非常に多いと。今、課長がおっしゃっていましたように、社会参画やいろいろの中で、ボランティアですとか勤労者シルバーの就労といいますか、働くという部分に関しまして、これ非常にそういう中の方々でも限られた部分しか対応してくれないような部分ではないかなと。本来であれば今、民間の会社でもそういうものでも雇用を延ばすとかという方法の動きも確かにありますけど、まだまだついてこないと。ですからそういう部分、実際のそういうボランティアや、そういうものに生きがいを見いだせる方がいらっしゃるかと思えますけれども、あまりにもそれでは足りないといったら申し訳ないですけれども、何か策を考えていかなければ、これから2040年ぐらいまでこうやった逆三角形の状態のまま続いていくという想定がされるという中で、何かを見いだしていかなければならないのではないかな。そういうやはり人間何をいっても最後は働く、人の役に立つということが生きがいになるのではないかなと。人によっては自分の秀でたものですか、芸術ですとか、そういう方もいらっしゃるかもしれませんが、何かの中で社会参加しながら、先ほどいったボランティアという言葉はわかるんですけども、もっと参画しやすい部分の状態の中でいってほしいと。特に先ほど団塊の世代の話をしました。社会構造をつくってきた一世代を担ってきた方々、その方々は昔あった古臭い体制をぶっ壊して新しいものをつくるぞという中で作り上げていき、その塊が今度は壊していったはずのものの中に自分が今度その世代に入ってきたというのが現状で、その方々がどう生きていくんだと。前の古い体制を否定し、新しい時代だ、だから同じことを繰り返すのか。そうはならないと。これからの社会構造的には、どうしてもそういう古い方々、古いという言葉悪いですけども、ごめんなさい、ここにもいらっしゃいますので申し訳ないですけども、そういう役に立つという機会を今度は与えるという、与えるという言葉もおかしいのですけれども、何かの機会、チャンスを多くつくっていくのがこれからの地方としての生き残っていくすべ、新しい人に入ってきてほしいばかりではもうとても町、自治体

としては継続というか、成り行かないのではないかと。むしろそういう方々の力を逆に一緒になって協働するといいますか、働きながらまちづくりをつくるという方向に施策として向かう考え方をもっていかなければならないのではないかと思います。それでちょっと質問といいながら、自分がしゃべってばかりで申し訳ないのですけれども、先般ちょっと6次の総計のときにも若干お示しさせてもらったのですけれども、視察で長野県飯綱町というところで議会政策サポーター制度の中で、飯綱町におけるマスターズ世代の新しい暮らし方の定義というのを研修させていただきました。そのマスターズ世代の新しい暮らし方というのは、基本的にはですね、今回マスターズ世代という施策を作った前のサポーター会議の中で集落機能、ここでも同じですけれども、集落機能の強化と行政との協働というテーマにおきまして、集落の問題、先ほど西森議員からも出ていましたけれども、要は限界集落的になりつつあるよという中の問題をどういう部分で解消していくのが近々の問題ではないかということの話し合いの中から結論的には集落維持に対しては、その年代層の方々の誇りの創出といいますか、そういう現象が現れていると。ですから65歳以上の高齢者、65歳以上、今言っている高齢者というのを固定観念を再検討する必要性があるのではないのかということをお示しをちょっと勉強させていただきました。そういうような、その集落にて60歳から70歳代の人々というのは農業経営の重要な担い手で集落運営の中心部隊であり、生産年齢、人口でもあると。今の考え方とちょっと逆行するのですけれども、そういう考え方に立とうと。それにおいて社会保障のそういうことをすることによって頑張る気力をつけることによって社会保障費の抑制にもつながりますし、問題解決のために集落問題に対するのは役場の方では窓口として集落支援室の設置を設けると。先ほどのマスターズの話、それをベースにして次の会議においてマスターズ世代という定義をし、65歳以上を高齢者と言わずにマスターズ世代と呼ぶという提言をされております。それには先ほど説明がありましたように、高齢者自身そのものが蓄積された知識や経験を生かし、地域社会の支え手となり生涯現役を目指す。高齢者が支え手が必要な人たちという固定的観念を変えて支える側に回ってもらうという意識改革を促すと。そのために生涯現役推進計画を策定するというふうに長野県飯綱町では報告を受けております。そこら辺に対していかがでしょうか。いかがという聞き方も変でしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 前段はちょっと別として、総合計画の高齢者の位置付けというところで、堤議員からは特別委員会でもご意見をいただいたところでございます。日本老人学会ですかね、の方でも堤議員、マスターズ世代ではないですけれども、堤議員言うように65歳から75歳の前期の高齢者については呼び方というかですね、65歳以上の高齢者のひとくくりにはすべきではないということで提言をしているところでございまして、そういう意味では長野県の飯綱町ですか、議員が視察に行かれた町では先進的な取り組みとしてマスターズ世代の部分の計画作成等の部分をやっているということを今、お聞きしたところでございますので、そういった意味では議員の意見も参考に今後の計画づくりにおいてもさまざまな部分で検討してまいりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） まだ30分ありますので、これでわかりましたと言ったら終わっちゃいますので、少ししつこくなりますが、高齢者対策に対しての特に自立、先ほどか

らっていますけれども自立や社会参画、自主的活動への障害となっていることへの再確認と私の中で思っている部分なんですけれども、先ほどからいっているとおり高齢者を一律に区切って支えられている人という捉え方をいまだにしていらないだろうかということ。それは現状のものと先ほど言いました特に前期高齢者等に対してという、くくっちゃうと失礼になる部分もありますけれども、実情にそぐわない状況ではないのかなという判断を早い時期に認識するべきではないのかなと。支えられている人といういい方自体が高齢者の誇りや尊厳を逆にいうと低下させますし、従来の高齢者への固定観念が高齢者の社会参画等に対する意欲や能力を生かす疎外要因になっているのではないかなというふうに私は思いますし、研修先でもそのように捉えているということで、当町としてはそこら辺に対してどうでしょうかということをお聞きしたいのと、とにかくこれから先も生涯現役社会の実現ということがこれからの課題ではないかなと私は思いますので、そこら辺どうでしょうか。ちょっとくどくて申し訳ないですけれども。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 議員おっしゃるように生涯現役という部分では、最近、老年学会が出された、今までは前期高齢者とか後期高齢者というくくりが、今の10年前ほどと比べたら肉体的にも精神的にも若くなっているということで、65歳以上を準高齢者と呼ぼうとか、それとか75歳以上を高齢者、90歳以上を超高齢者というようなくくりの中でやっているということで、何を言いたいかということ、10年前と今の高齢者の役割というか、そういうものがやはり変わってきている、日本社会の中でも。そういった意味では町の中でもそういう※_____な役割はもっているのではないかと私自身も思いますし、高齢者がもっている今まで培ってきた経験や知識を社会に還元するというのももちろんそうだと思います。今までの議員のお話を聞いている中で私自身は一つ高齢者がもっている中では議員おっしゃるように健康寿命の問題もありますけど、まずは健康であること。それは65歳以上に限らず若いときからそういう生活習慣を含めた、そういうものを健康というものを意識をもちながら健康を将来的に向けるというのがまず一つだと思っています。二つ目はやはり日々の生きがいや楽しみを持つという部分で、それはリタイヤした後のそれらの日々の生活の中でそれをどう見つけていくか、それともう一つはやはり社会の役割を自分の中で持つ、それは今言われるように、例えば高齢者勤労センターだったり、例えば教育委員会がもっているスクールサポーター制度だとか、さまざまな活動がありますので、それらを含めた中で高齢者がどう、うちの町の中で安心して住み続けていくかということが教育委員会はじめ町として、それをどう支えていくかということがこれからの課題だと思っているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤 三樹磨君） 実際によくわかるんですけれども、くどいように言いますけれども、私は今のこの時代に入って、それだけでは足りないのではないかな。つまり一つの世代として、65歳までに定年を迎え、そして一つの役割を終えたという中で、健康であり続けられればいい、先ほど教育長いったように、生きがいという部分をどうつくっていくかという部分に対して、そういうようなボランティアであったり、そういう教育のあれがあったりといっても、本当にそこですかね、実際に年齢に達した方々が、だからそういう機会等があまりにも特に田舎に行けば行くほどになるかもしれませんけれども、少ないのでは

ないかなど。何らかの施策をとっていかないとそういう方々の悪循環的に繰り返し、先ほどから目標とされる健康寿命の延伸というかたちに結び付いていかないのではないかな。やはり上手にお年寄りも含めて、逆に言えば利用し、そういう協働していく社会づくりをしていかないと、これから先の超高齢社会では乗り切れていかないのではないかなということ、何らかの対策等を、非常に一生懸命考えられて、健康面やいろいろなものを考えられてされているとは思いますが、施策を出されているとは思いますが、まだまだしていく必要があるのではないかなというふうに思います。今の本当に問題点として私が思っていますのは、社会保障制度自体も負担は将来世代に借金づくりをただ単純にしているだけで、実際には高齢に対した方々はそれを受け入れるだけというような状況になっている。これはアンバランスなものを解消してですね、やはり共に協働して常に一生涯働き続けるような、働き続けるといったら言葉おかしいですけども、やれるものはやれるものをやりながら一緒に協働しながら社会をつくるというための目的として、そのサポートを地方自治体、行政の方が行っていくべきではないかな。そういう時期にもう来ているのではないかなというふうに思います。特に見ている中で、じゃ自分、お前具体的にというふうにいわれると私も正直具体的にどうすればいいのかというのは正直わかりません。先ほど言ったある程度の高齢者という捉え方に対する、マスターズ世代がいいとはいいませんけれども、なんだかそういう認識、そういう方々に対する認識を改める、考え方を一世代終わった年寄りなんだという捉え方ではない、一緒に経験を積んで長けた方々というふうな認識に町民全体が今度、ある方向では、ある意味では変わっていかないといけないのではないかなということ、これをまず提言させていただきたいと思ったり、そのための策を何か講じていただきたいというふうに思います。

また先ほど西森議員の方からもありましたように、例として私特にいいなと思いましたが日本テレビなんかのDASH村で、もうお亡くなりになりましたけど、三瓶さんでしたか、なんかあの方、就農する方のサポートをしながらというかたちで、一緒に楽しみながらやっている。ああいうようなかたちで、先ほどメロンを作るだとか、ああいう指導だとか、そういう長けたもの、そういう機会等を含めて多く健闘される、シルバーだとかそういう話はわかるんですけども、そうでない、もっともっといろいろ広げて、すごく人数がいるわけですから、行政も中心になって、こういうものはどうだというような、広げるような策を練っていただけないかというふうに思います。

あと除雪なんかの部分も協働しないと、建設課長などいろいろご答弁いただいていますけれども、一緒に町民と住民と一緒にいかなないとあの問題は解決しないと。そういう部分において、じゃ若い人たちにどうだとなって、そこ若いんだから、例えば独居老人ところのお前やりなさいよとかいっても、かなり難しいものがある。これをうまくそういうシルバーとかも利用しながらやると、一緒になって働いてもらうという考え方で、お年寄りがお年寄りを支えるのではなくて、その長けた方々が、ある意味で時間があるからやってやるよというようなニュアンスにうまくもっていくような、そういうような考え方が今後必要ではないかなと思っています。

ですからくどいですが、高齢者が支えられる人という固定観念を払拭することが必要で、逆に課長もいったように支える側に回ってもらうというための、さらなる施策の検討をされてみてはいかがかなど。その言葉でその方々、高齢者の方も自分が必要とされ

ていると感じるということは、健康寿命の延伸にもつながるし、いろいろな社会保障なんかの費用がかからない、費用がかからないといったら怒られちゃうなまたな。そういうようなものにつながるのではないか。ですから先ほど出たような高齢者対策室とまではいいませんが、当事者されている高齢者の方なんかもお呼びして、高齢者対策会議のような、今後の超高齢対策等を緊急に検討し、こういうものがあるよ、こうだ、こうだというようなかたちでもいいですから、こうやってこれから先をこれから残った10年なり、なんなりをどう生きていくか、生かされた生き方をされていくか、気力のある生き方ができるかというための対策を練るような検討を進めるというような考え方はいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 堤議員おっしゃることは本当に全くもってそのとおりではないかと思えます。ただ何らかの施策ということについては、今の段階ではお答えすることはできませんし、高齢者対策会議、これについても今後の検討課題になるのかなとは思っています。そして今後4月に協議体というものを介護保険というか、その仕組みの中で立ち上げるわけですが、そういった中でも高齢者、本当に介護を必要としている高齢者がどのようなサービスが必要で、その周りの方々がどのような支援をできるのかということなどを話し合っ、課題を出し合っ、話し合っ、それを行政が一つづつかたちにしていきたいというもの、仕組みですので、そういった中でも若い世代の高齢者のお話も出てくるでしょうし、そういったことを一つ一つ課題をクリアしていきたいと思えます。ただ福祉保健課としては、常日頃ちょっと悩んでいるということがですね、団塊の世代の方たちの年齢層の方が、老人クラブにもなかなか出席されない、介護保険だとか、そういった事業をやってもなかなか、女性の方は参加してくれるんですけど、男性は特に参加されない。またそういう方たちの意見を聞いても「何もしたくないから放っておいてくれ」という方も多いので、そういった方たちをどのように引っ張り出すかということが今後の大きな課題だと思っておりますので、そういったこと、ちょっと時間がかかるかと思えますが、ご配慮よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） 私も非常に大きなテーマですし、どう話していいかわからないので、ちょっと答える側も苦慮されているかと思えます。ただ理解いただけるように、本当に今おっしゃったように団塊の世代の方々がくるという現状の中、くるという言葉ちょっとおかしいですね、団塊の世代の方々含めて本当に高齢社会として逆三角形つづいたときに本当のその方々が今までも現役時代やってきたと同じように生きがいをもって、この町に住んでよかった、この町で頑張れたと、そして最後、俺は全うしたんだというふうに見える環境は、ちょっとまだこの町、希薄といいますか、日本国中そうだと思います。ではないかなというふうな思いが非常にあります。ですからそういう部分で、いろいろな方法等もあります。確かにアメリカのアリゾナ州のサンシティみたいな極端な例もありますけれども、そんなような話ではないにしても、ここの町でできるもので、もっと先ほどからいっている高齢者福祉の方の話は十分にわかりますし、あれですけども、それに対して、そのことをすることによって次の方々も健康でその世代いける、じゃ心の部分はどうなんだという部分に対して、やはり行政としても手を入れるというか、ある意味で一緒に

なって考えて、この町で張り合いがもてるもの、先ほど小さいことかもしれませんが、いろいろな農業支援なんかのサポートをするような方を指導員として登用されてみたりですとか、林業の話も先ほどされていました。OBの方。だからそういうのではなくて本当に経験豊かなんですから、そういうもののお知恵をお借りすることは何もあれだと思いませんし、その方にしても役に立っていると。そういうものすそをとにかく広げるものを広げていく時代ではないかなと思いますので、そこに関してあらためて町長いかがでしょうか。これで終わりたいと思いますので。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 大変大きな捉え方をさせていただいて、今後のわれわれが進むべき一つの方向のご示唆をいただいているというふうには私は思います。もうちょっとまた私の立場であれしますと、老年学会がいつている高齢者の位置付けをもう既に実態的に10年若返ってきていると。その点でいくと準高齢者うんぬんという表現の仕方でありませけれども、これも賛否両論ありまして、制度が実際には高齢者の貧困という問題も非常に所得の格差の問題だとか出ております。ひとくくりにして、そういう健康うんぬんのことだけでは解決できないというところが、やはりこれからの課題だろうと。それは堤議員がおっしゃるように、健康世代と不健康の世代との捉え方という、広く考えるとそういうことは間違っていないと思いますけれども、だからその点でいうと行政的にはこの捉え方を全てというよりは、そういうあまた多いいろいろな階層、立場の人たちを包含しながら高齢者施策を進めていかなければいけないのだろうなというふうには考えております。

同時に私は1970年代にまさに世界が超高齢社会になろうとしているときに、やはり忘れられないのは、アメリカの社会学者のファービーガーストという学者でありますけれども「われわれの高齢社会はまさにあまた多い空虚な時間との戦いである」という言葉が今でも印象的に残っています。すなわち組織されて働いている人がやがて社会的な役割というよりも職業を通じての役割から解放されていく。そのときにこの空虚と思えるこの時間をどう過ごすかというのはこれから問われるだろうという、まさに社会学者の提案だったと思いますけれども、その観点でいきますと、まさに支えられる側という意識よりも、あらためて障がい者教育ではありませんけれどもノーマライゼーション、全ての人を支え合うという社会をどう構築していくかということは極めて大事なんだなというふうには考えております。その点でいきますと、何らかの手立て、あるいは門戸を広げていく、機会を与えていくということは全くそのとおりだと思います。だからこれは一つには協議体という新たな提案を厚生労働省等もしてきておりますけれども、一步どうやって踏み出すのかという、このアクション、それから逆に言うと踏み出したときに、やはり受け皿として、どんなものがあまた多く提供できるのかということを両者がやはりすごく大事になってきているのではないのかなというふうには私自身は思っています。まさに議員がおっしゃるように、私は変革の世代であり、団塊の世代であります。町長やめたらどうするかということも含めていきますと、ボランティアもやりたい、あれもやりたいとかいろいろなことを考えておりますけれども、やはり全ての人が潜在的な能力をどうやって引き出して、顕在化していくかということが、これから一人一人に問われるし求められていくのではないのかと。その点でいくと今まさに私たちが経験したことの無い、超高齢社会というのは日本社会にとってはあらためて初めてのことでありますので、われわれの英知を絞りながら、

大事にしていきたいと思います。その点でいうと、福祉保健課長がいつているように、地域力やもっとという人間力みたいな支え合いのプログラムというのが、これからもっと必要になってくるのではないかなと思いますので、一つの提案というか、われわれの課題として、今回の堤議員の一般質問は受け止めなければいけないなと思って聞かせていただきました。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君。

○9番（堤三樹磨君） まとめようがない中途半端な質問だったかもしれませんが、大きくこれからのといいますか、もう足を踏み入れている課題であります。合わせて私どもも、もしできることがあれば、いろいろ検討していきたいと思いますし、何かお力になればと思いますけれども、とにかくこれからの時代において、高齢者といわれる年代の方々を含めて共に一緒にこの町で生きていける、生きてきたことがよかったというように思えるようなまちづくりのためにもやはりそこに対するご配慮をあらためてお願いしたいと思います。

以上をもちまして質問を終わらせてもらいます。

○議長（上原豊茂君） 堤三樹磨君の質問が終わりました。ここで午後3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時 5分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田日出夫です。通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

お年寄りが安心・安全で有意義な日常生活を送るための施策について。

過疎化がますます進み、家族のあり方も少子化、核家族化が定着する中で、地方では「限界集落」、都市部でも「消滅都市」などという自治体存続の危機が叫ばれ、平穏だったわが町、訓子府町においても第6次総合計画などまちづくりの検討をしています。

長い間、まちづくりや家族の支えにご尽力された方々が高齢期を迎え、誰もが体力の衰えとともに生活弱者となり、日々の生活に不便を感じ不安を抱えていることと思います。

この状況を個人的な問題と看過することはできず、いかに支援するかは行政の大きな課題と考えます。

人生の総仕上げの時期におけるお年寄りの日々の生活が安心・安全で心安らぐものとなり、同居・別居の家族も含めた安寧にもつながるためお年寄りに対する日常の身近な支援策について、主な何点かにわたり質問をいたします。

一つ、お年寄りの生活全般を助ける行政情報等の事前の提供を図る冊子「くらしの便利帳」の作成状況と配布について伺います。

二つ、若い世代に比べ行動力が弱まるお年寄り世帯の、特に冬期間におけるさまざまな生活支援のあり方について現状認識と改善策を伺います。

三つ、老人クラブの活性化のため魅力ある活動を具体的に支援する必要性と社会教育の役割について伺います。

四つ、お年寄りが生活しやすくなるための住宅改修に対する支援について現状と課題を伺います。

五つ、人生の締めくくりである埋葬に関して、建立予定の合葬墓について運用面の課題を伺います。

六つ、増え続けるお年寄りの孤立化をまちぐるみで防ぎ「安心・安全で有意義な終の棲家のまちづくり」を目指し、お年寄りの日常生活を見守り支援する仕組み・組織づくりについて認識と課題を伺います。

よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「お年寄りが安心・安全で有意義な日常生活を送るための施策について」6点にわたってお尋ねがございましたので、お答えいたします。

1点目に「お年寄りの生活全般を助ける行政情報等の事前の提供を図る冊子『くらしの便利帳』の作成状況と配布について」のお尋ねがございました。

くらしの便利帳は、若手町職員のグループで作成に当たっており、今月中には完成し、4月号広報と一緒に各世帯にお配りできる予定となっております。

また、ご質問の中で、お年寄りの生活全般を助ける行政情報の事前の提供を図るとありましたが、今回のくらしの便利帳につきましては、お年寄りに限らず、町内にお住まいの方やこれから町内にお住まいになられる方が、ちょっと困ったときに、その悩み事の解決に役立つこと、行政だけではなく民間事業者も含めて暮らしに役立つ情報を詰め込んだものとなっております。

なお、このくらしの便利帳は、経費的な問題もあり、3年から5年間利用いただく予定としており、内容の変更も想定し、細かな行政情報というより行政情報の紹介や検索性を高めることに力点を置いたものとなっておりますのでご理解いただきたいと思います。

2点目に「若い世代に比べ行動力が弱まるお年寄り世帯の特に冬期間におけるさまざまな生活支援のあり方について、現状認識と改善策」についてのお尋ねがありました。

例えば買い物についてですと、町内の商店で配達をしてくれる店舗が数軒あるほか、コープさっぽろの宅配システムや移動販売車、そして訪問介護による買い物支援があります。

直接買い物をされる方は、路線バス高齢者利用支援事業や高齢者ハイヤー利用サービスが利用可能であり、町内の商店によっては、購入した商品を配達していただける店舗もございます。

また、除雪につきましては、病弱などの理由でご自分では除雪できない、おおむね65歳以上の方のみの世帯や障がい者の方のみの世帯を対象に、町民税非課税世帯は1千円、課税世帯は3千円のご負担をいただき、除雪・排雪サービスを実施しております。

また、買い物や除雪については、代行サービス等を取り扱っている事業所もありますので、利用される方に選んでいただけるのではないかと考えます。

しかし、これで全ての支援を必要とする方に、行き届いているとは思っていませんので、今後、介護保険計画策定のためのアンケート調査で把握した実態も踏まえ、住民主体の協議体の中で検討していくこととなりますのでご理解をお願いいたします。

3点目に「老人クラブの活性化のため魅力ある活動を具体的に支援する必要性と社会教育の役割について」のお尋ねがございました。

高齢者教育につきましては、学習・文化・スポーツ活動などを通じて高齢者の仲間づくりや生きがいづくり、健康維持、社会参加、世代間交流などを目的としており、若がえり学級やシニア健康教室「しゃきつと倶楽部」などの実施、さらに老人クラブなどからの要望に応じて巡回講座での講師派遣や職員派遣による支援を行っているところです。

本町の老人クラブにつきましては、地域ごとに組織され22団体、674人が活動しており、例会やレクリエーション、旅行などを行っており、老人クラブ連合会では、ゲートボール大会、パークゴルフ大会、スポーツ大会、輪投げ大会、ハッピーボーリング大会、老人芸能大会、ボランティア活動、リーダー研修会への参加など多彩な事業を展開しておりますが、会員減少など課題も抱えているのが現状であります。

各老人クラブにおいては、それぞれが工夫しながら活動を展開されておりますが、会員の話し合いにより各クラブや連合会で多種多様な活動が運営されており、あくまでも自主的な団体であることから、求めに応じた支援が必要と考えております。

今後においても、巡回講座などのPRを行いながら魅力ある老人クラブ運営のために、社会教育や社会福祉協議会、福祉保健課と連携を図りながら、活動の支援を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

4点目に「お年寄りが生活しやすくなるための住宅改修に対する支援について、現状と課題」についてお尋ねがございました。

介護保険の居宅介護住宅改修および介護予防住宅改修につきましては、要支援1・2、要介護1から5までの方が生活環境を整えるための小規模リフォームをされたときに支給する制度で、要介護区分に関係なく20万円が上限の支援をしております。

対象工事としましては、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材や移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸への取り替え、扉の撤去、和式便器から洋式便器への取り替え、その他これらの工事に付帯した工事となります。

住宅改修実施の際は、申請される方の状況に応じた改修とするため、担当ケアマネジャーとご本人およびご家族で改修内容を話し合った上で実施することになります。

昨年4月から本年1月末までの期間における実績は、手すり設置18件、段差解消2件となっております。

また、町の訓子府町住環境リフォーム促進事業を併用して改修された方は1件、高齢者等健やか住宅改造費を活用した方につきましては、手すり設置4件、段差解消1件となっております。

課題といたしましては、介護保険の居宅介護住宅改修や高齢者等健やか住宅改造費による改修事業は、国の基準により支援することになりますので、将来を見据えての改修の支援ではないこととなります。このため国の基準でカバーできない部分は、必要に応じて、訓子府町住環境リフォーム促進事業と合わせた改修をご検討いただくことがいいのではないかと考えます。

5点目に「建立予定の合葬墓の運用面の課題」についてお尋ねがございました。

昭和22年に民法が改正されて「家」制度が廃止され、^{いえはか}家墓は、家制度のなごりの中で受け継がれることを前提に今日まで大切にまもられてきております。家墓には、家族の過

去・現在・未来をつなぐ意味が込められており、先祖を供養し、現在に感謝し、未来にむかって家族の絆を深めることのできる「尊いもの」と認識しております。

しかしながら、昨今は核家化や少子化、人口の都市部への集中などにより、家族の個人化が進み、その家墓の継承ができない事態が顕在化してきております。お墓を建立してもまもる者がいない、嫁ぎ先と実家の二つのお墓をまもらなければならない、田舎にお墓があるが遠くにお参りに行くことは大変であるなど、いろいろな悩みを抱えているケースがみられ、加えて夫婦2人世帯と単身世帯数の増加が予測されることから、今後、この家墓の継承ができない現象は、さらに深刻化するものと認識しており、慣習や良心的といった観点だけでは判断できない状況となっております。

このような状況の中で、本町においても合葬墓への関心は一般的な住民ニーズとして増加するものと予想され、建立予定の合葬墓の運営については不安を持たれている方への相談業務をはじめ、その解消につながる効果的な運営方法を組み立てながら、一方では、申請時における遺族間の合意確認を条件とするなど、安易な選択とならないための仕組みにも留意し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

最後、6点目に「増え続けるお年寄りの孤立化をまちぐるみで防ぎ『安心・安全で有意義な終の棲家のまちづくり』を目指し、お年寄りの日常生活を見守り支援する仕組み・組織づくりについて、認識と課題」についてのお尋ねがございました。

これまで行政としましては、愛の声かけ訪問や緊急通報装置の貸与などによる見守りや訪問サービスなどによる安否確認の事業を実施してきました。しかしお尋ねのとおり、高齢化率が高くなり、どのようにまちぐるみで孤立化を防いでいくのかが大きな課題となっております。

これからの課題の解決策を検討する場として、4月以降に住民主体の協議体を設置し、その中で住民の皆さんのご意見などをいただきながら本町に合った見守り体制やその仕組みを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上、お尋ねのありました6点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 私、先日3月1日で65歳になりました。先ほどの話ではマスターになりましたんですけれども、複数の議員からお年寄りに関する関連質問がありましたが、私は障がい者でもない、重い介護対象までにも至っていない、しかし日々の生活に心身共にご苦労、不安を感じられている圧倒的に多くいらっしゃる、そして何とか生活を頑張っておられる後期高齢者、または後期高齢者に近くなる方々に着目して再質問をさせていただきたい。また私も含めてですけれども、心身共にまだ余裕のある前期の方々の能力にも着目しつつお話を伺っていきいたいと思います。

1点目の生活便利帳と名付けるわけですが、答弁ではお年寄りに限ったことではなくて冊子を作られたということでございました。私、本来はお年寄りへの情報提供に着目してしつこく質問を繰り返してきたわけですが、そういうことであるならば、この編集内容は行政情報と一部民間の情報に大体限られているのでしょうか。それとまたお年寄りに向けて編集上工夫された点を簡潔に伺います。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） 情報の内容でございますけれども、お年寄り向けのページも設けております。その中で商工会ですとか、そういったところを媒体にですね、民間事業者で賛同してくれた方については情報を盛り込んでおります。それから行政の情報につきましても盛り込んでおまして、どこに連絡したらいいとか、そういったことを盛り込んでおります。それからお年寄り向けの編集にあたっての工夫ということで、文字の大きさはもちろんのこと、漢字にはルビをふるなどして工夫しているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 一定の配慮をされているということで安心をしたわけですが、この配布にあたっては4月の広報と合わせて実践会の組織を使って、普通のように配られると理解しておりますけれども、この冊子を最初に手にするのは、想像ですが、おそらく家族の比較のお若い年代の方かなと思います。もちろん情報が総体的、全般的なものですから若い人に見てもらうのはもちろんですから、そのことは仕方ないこととして、要はお年寄りにせっきやく職員が苦勞して作った情報が事前に届くのかということをやちょっと心配しているわけです。そこでこの冊子の存在をお年寄りに知っていただくため、読んでいただくために、配布でお仕事が完結するのではなくて、配付時の工夫を若干してもらいたいなと思っておりました。例としては、若がえり学級や老人クラブでこの存在をやちょっと時間を割いてもらって触れてもらって読んでいただくことにつなげるなどですね、一歩きめ細かい踏み込んだ対応が必要だと思いますけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 総務課長。

○総務課長（森谷清和君） これせっきやく議員からも以前ご意見をいただきまして、それを参考に手掛けたわけでございます。ただいまご質問にありましたように、せっきやく作ったものですから、さまざまなかたちでPRの方を進めて、できるだけ見ていただくような工夫に努めてまいりたいというように考えています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） よろしくお願ひします。忙しい中で職員がですね、特に若手の職員がチームを作って、作られたということですから非常に勉強になったのかなと思って、そういった面での効果もあったと私は理解しております。5、6年使うということでございますから、少しのスパン使われるわけですから、ぜひとも今、課長が答弁されたようなご配慮もいただいて、配布で完結するのではなくて、対応をお願いしておきたいと思ひます。

次の2点目に移りたいと思ひます。

先ごろ町議会独自に実施した町民アンケートに寄せられた皆さんのお声や昨年11月に町長や議長の理解もいただいて実施しました町議会の長野県先進地視察でも勉強させていただいたのですが、お年寄りを応援して元気になってもらう施策は、我が町でも強く求められております。先ほども堤議員、西山議員の質問もありました。特に後期高齢者の皆さんは、体力・気力の衰えは否定できません。私は特に冬期間、皆さんの生活上、ご苦勞は年を重ねるにつれて増大していると思ひしております。もう1年といえない。私も妻の母を隣りに抱えておりますのでよくわかります。それで一つ目には、お年寄り家庭の除排雪について伺いたいと思ひますけれども、この点は回答にもありましたように、申請に

基づいて緊急避難路確保という目的にですね、実施されており、その効果は何ら問題はない。やっていただいてありがたいなと思っております。独居や二世帯のお年寄りには後期高齢の方々の生活行動に合わせたレベルの除排雪も一方では必要になっているのではないかなと思っております。町がやるという意味ではないですけどね、道路までの除雪幅を広げたり、物置や灯油タンクへの通路、玄関先の転倒防止の氷割りや砂まき、出入口付近の屋根の雪下ろし等、動きが鈍く、家族が近くにいないお年寄り家庭は特にですね、安全確保や生活支援の観点から必要ではないでしょうか。町がする、しないではなく、認識については今の時点どのようなものでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 確かに通路の幅を広げてほしいとか、通路以外の緊急避難以外の場所も除雪をしてほしいという要望はあることはあります。ただこれを委託先で請負ってくださっているのが勤労者、町内に限っては勤労者センターになるのですけれども、その受け入れ態勢といいますか、そういったこともありまして、なかなかそれを広げるまでには至っていないというところなんです。屋根の雪だとか、そういったことについては、ちょっと命の危険もある場合もありますので、そういったときには業者をお願いしていただくしか今のところはないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 今、課長が言われたのは、行政を取り巻く現状の話だと思います。私は行政にやってくれとは言っておりませんで、この必要性についての認識を聞いたかったですけど、一部そういう要望もあるということで^{ひれき}披瀝されたかなと思います。私だけではなくて、これすごい喫緊の課題というか、お年寄りのニーズの私はナンバー1ではないかなと私は思っているのですよね、実は。私が住む穂波の地域でもそういう話もありますし、申請されている方もおりますが、今言われたように町全体が過疎化、高齢化が進みですね、除雪・排雪作業一つとっても担い手がなかなか不足していると。勤労者センターも限界もある。ひょっとしたら町の予算上の限界もあるかもしれない。今の仕組みではもうちょっと限界にきているんですよ、正直言うと。これはね、私たち町民もよく理解している。一人行政にやってくれなんて思う時代ではもうないと思っております。ではどうするか。町長、先ほどの答弁にあったように、さまざまな助け合いの言葉を並べられておりますけど、簡単に言うと、もう互助、私は互助しかないと思います。地域ぐるみでお年寄りの家庭の除排雪の状況に応じてですね、全部するという事はないですよ、応じて住民助け合いの互助活動を行政が強く推進できないか。態勢がないんだったら別のことを考えようやと。具体的にいえば町内会・実践会に「雪どけ隊」、名前は私独特のしゃれが混じって笑われるかもしれませんが「雪どけ隊」のような受け皿を具体的に組織するように行政が積極的に推進できないものか、これが一つ。次、住民がやはり積極的にそれぞれの余裕に応じて関わってくと。若い人は毎日の仕事があるから、例えば週末にとかね。先ほど言った私どもマスターの世代は余裕が少しありますので、朝早くとか平日にするだとか、さまざまな状況に応じて住民がもう立ち上がる時期ではないかなと思っております。町内会にはある程度除雪機がある。実践会地区にはもうトラクターをはじめとするアタッチメントや除雪の機器があるわけで、みんなが心をついに合わせたらできないことはない。もう絶対できないことはない。これができないようだったら、もう消滅自治体

になっちゃいますよ。私はそういう危機感も必要性も強く感じております。冷たい氷雪の冬を解かすような、お年寄りに優しい温かい互助事業、すぐできませんか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 先ほどの堤議員の答弁の中にもあったんですけども、町長からお話がありましたように協議体、これを4月に立ち上げますので、その中でこれまでワークショップで話し合われてきている項目の中でも、やはり除雪というのは最重要課題になっております。それと食事の問題。そういったこともありますので、まずその中でどういうふうに取り組みればこれが解決できるのかということも、そういったことまで話し合われる予定ですので、その住民主体の協議体での話し合い、それに今は期待しているところです。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 必要性は行政も認識されていて、住民の中からもワークショップの中でも、まちづくり大会でしたかね、いろいろなところで実際出ています。認識は大体一致している。後はどこが音頭をとってやるかということなんです。それで協議体、もちろんいい取り組みだと思いますし、そこでいろいろなことが話されていくのは結構なんだけれども、一方ではですね、お年寄りにはちょっと時間がないんですよ、すいません。わかりやすくいうと時間がないんですよ。私も平均年齢からいったら、引き算したら20年ないんでないかな、男性として。そういう毎年、毎年、この議場にいらっしゃる方ほとんど対象だと思いますけど、そういうこと。そしてわれわれはどどん年をとっていきまますから、今やることは将来のお年寄りのセーフティネットワーク作ることなんですよ。今のお年寄りももちろんお救いとかお手伝いしなければならぬけれども、もうすぐ後ろにマスターだとか中期高齢だとか何とかという言葉は別として、時計はどどん進んでいるわけで、やはり急ぐという点では、行政が積極的にやはり関わる姿勢をみせてほしいと思います。これは体制のこともあって、なかなか簡単にいかないけれども、みんなで検討にまず着手すると。協議会でもいいんですけどね。具体的に、除雪なら除雪と絞り込んで、そして住民も巻き込んで応援の仕組み、組織作りをぜひ検討いただきたい。今日の時点では大体認識は一致しているようですから、今後の取り組みに期待もしつつ、別なことに伺っていきたいなと思います。

回答でもありました、お年寄りは特に冬は、夏場でもそうですけれども、暑いだとかいろいろ理由から外になかなか出れない。そして買い物についても、そんなわれわれとは違ってスムーズにいかない。それを支えるタクシー券であったり、バスだったり、いろいろ対応はされています。これ行政と消費者というかお年寄りの今、関係ですよ、私この間にですね、やはり業者というか、訓子府でいうと、わかりやすくいうと商工会ですね、商工会とか農協が一枚かんでいただいて、昔あった昭和の懐かしい思い出ではないですけども、御用聞き宅配とかですね、お年寄り独自のサービス販売、あとは誕生日や敬老祭など、折に触れたユニークなサービスとか、いろいろ考えることはできるのではないかな。場合によっては農産物の生産グループなどとの連携もやがては可能かもしれません。町内でも宅配、配達してくれる店もあるということですし、一部は宅配大手のトラック便も利用されていますよね、よく止まっていますけれども、何とか町内で完結したいと私は思っているわけですよ。商工、あるいは農業の振興にもやがてはつながるだろうし、お年

寄りの見守りだとか、交流にもつながるわけですよ、お店の人が回ったりすると。そう
いったですね、これは行政だけでできません。ここで質問するのも若干ためらったんです
けれども、やはり行政があつて、そして例えば今の例で言えば商工会があつて、そして消
費者があるという構造の中では、このような取り組みについて、町長どうでしょうか、ご
認識を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、山田議員から喫緊の課題だということを私もそのとおりだと思
います。行政だけでできるものではないし、そういう点でいくと、商工会や農協なんかも
含めた、総体としての取り組みが必要なのではないのかなというふうにいただきました。
実は私自身も認識不足で、ともすると介護、認知症の予防をどうするかと、それから通報
装置どうするかと、そういう対策型というか、対応型のような福祉施策が多かったとい
うことですが、私はちょっと今回、自分も認識不足だったなと思ったのは、その協議
体の進め方とありようなんですけれども、まさに住民主体のという、これ国にいわれたく
ないという気がするんですけども、住民主体のということを国も提唱しているんですけれ
ども、その構成者として商工会や農協が入っているという点では、今までの組織とはち
よっと位置付けがかなり変わってきているというふうに思っていますので、山田議員がお
っしゃる様に時間がないと。その点も含めてですね、おそらく協議体は来年度には明確
になっていくと思いますし、山田議員のご意見や、あるいは堤議員のご意見なども参照に
してですね、できるだけ住民のそういった緊急の課題に応えていくような状況を作ってい
かなければならないと認識しておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） あえて町長のご答弁をいただいたわけですが、町長の認
識もわれわれの認識とそう大差はないんだとあらためて思いました。思う一方で、やは
りこの田舎の住みやすい町の中ではですね、行政のパワーというのは相当なものですから、
農協や商工会、住民はもちろん、連協、個々の住民、余裕のある住民も含めて、巻き込ん
で着手をしていただきたいなと思います。

次に移ります。

3点目は、老人クラブの問題ですが、厳しい現状を認識した上で、何度もこの質
問を繰り返しております。またかという方もいらっしゃるかと思いますけれども、クラブ
の課題は、もう認識が共通している高齢化、会員の減少、足の確保ということでありま
す。私は今回着目したのは活動のマンネリ化というか、何ていうのでしょうかね、これマン
ネリ化というと失礼なんですけど、お年寄りには先ほどからいっているように、心身どう
しても衰えてきますから、新しいものにチャレンジしたり、継続をするということが非常
に大変であります。これはわれわれの年代もそろそろもうそういった弊害が出てきてお
りますのでね、よくわかります。健康面の指導は回答でもありましたように福祉保健課で
手厚くいろいろなことをやられていますし、出張って指導もされていまして、非常によ
ろしいかなと思っておりますけれども、今日聞くのは、特に教育長にお聞きするのは、
活動そのものの手法というか、やり方というか、わかりやすいえば、ゲームだとかい
ろいろなプレーだとか、いろいろなことありますよね、楽しむ、それは教育委員会が考
えるのではなくて、お年寄りからいろいろお話を聞いて何をしたい、かにをしたい、
これやったらどうだ

という、その交流も含めてね、ぜひクラブの活性化に社会教育の豊かな経験と知見を活用してもらいたいと思います。いかがですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 老人クラブについては、地域を中心とした自主活動の中でさまざまな活動を行っているというのは、山田議員今までもおっしゃっているように、老人クラブの衰退というかの部分は現状としてそういうところで、確かに活動の充実という意味であれば、例えば社会教育が今まで持っている経験のノウハウだとか、それらをやはり活用していただきたいという意味合いもありますので、例えば今後こういうものは、プログラムみたいのを組んで、それをご提示させていただいて、それらを老人クラブに支援していくような私たちも今後検討してまいりたいと思っていますので、老人クラブの活性化について教育委員会としても支援してまいりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ありがとうございます。今の教育長からの具体的なですね、例を示されながら今後の取り組みの検討とか実施についてお示しをいただきました。ぜひ、ややもするとね、よく行政は自主団体だからなかなか行政としては立ち入れないんだというお話ですけども、お年寄りの問題に限ってはですね、全体通じて行政がやはり一つの方向、意思をもってですね、方向性をもって強くお年寄りに対応していただくということが求められていると思います。お年寄りは、繰り返しになりますけれども、動きがどうしてもつらいものがありますのでね、こちらの方から進んでお年寄りの目線に立った、今、教育長が言われたような例も含めて、ぜひ対応をお願いしたい。今ちょっと心強かったです。

四つ目に入ります。

お年寄りの住宅の施策については、介護だとか高齢者だとか身障者だとか、メニューがいろいろありますけれども、一つ簡単に聞きたいのは、特に普通のお年寄りの関係で、要望があったんだけど残念ながら何か条件か何かで外れてお応えできなかったという事例はありますか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 既に介護保険のサービスを使った後で、もう二度目使えません。限度額いきますと使えませんので、それで使えなかったという方は2件ほどいらっしゃいます。そういった方には先ほど町長からも言いましたように、町のリフォームの住宅リフォームですか、そちらの事業をご案内したりはしているんですけども、介護保険だとか高齢者の健やか住宅改造だとかというのは、項目が決まっておりますので、今現在どういう状況に対して改修が必要なのかというものしか改修ができませんので、将来を見据えて、ここもやりたい、あそこもやりたいということができないものについては、住宅リフォームを町の事業の方をご案内しているというのが現状です。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 福祉の事業は対処療法ですからね、先を見越して、将来こういうところが具合が悪くなるとかということに対応できないというのは国の制度というものもあり、それは理解します。どうですかね、当然福祉に問い合わせがきたら、その3種類、一つは福祉ではないかもしれませんが、連携の中でですね、うまくご案内はされて

いますか。うまくいっているでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まずは介護保険制度が使えるかどうか、それで使えなければ高齢者の健やか住宅改装費、それも駄目であれば住宅リフォームということで、まず優先順位といいますかね、使えるものから先に使って、助成費用が変わってきますので、介護保険ですと9割の助成、それから高齢者の健やか住宅ですと2分の1、どちらも18万円が限度額になっていますので、それを超えるもの、またそれを使えないものについては住宅リフォームの方をご案内をしているのが現状でございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） おおむね今の現行の制度はおおむねスムーズにしているのかなと聞いておりました。過去の町長の答弁、私のときだったか、それは忘れちゃけれども、今年予算に上がっているやつでなくてですね、集合住宅ではなくて、将来の話だと思えますけれども、お年寄りと比較的若い人の複合住宅で相互補完をしながら住みよい住宅もあり得るといえるか、将来の話をされたら私は認識しておりますけれども、それも非常にその住宅に限っては非常に効果があると思います。ただ、そういう住宅は否定はしませんけれども、所詮10人前後の対象なんですよね、これはもう町に湯水のごとく資金があるわけではないですから、それも致し方ない。町がやる事業の私は一番のポイントは対象者、恩恵という言葉あまり好きではないですけどもね、権利だと思っておりますけれども、恩恵という言葉にしたとして、受けられる方がどのぐらい広いのか、どれだけ多くの人が喜ばれるか、効果があるかということにもつながりますけど、それがもう事業採択の僕はポイントだと思います。そういう点では今、用意されている住宅リフォームの事業費にしても、福祉の部分はちょっとしょうがないけれども、うまく連携をとりながら住宅リフォームの方で多くのお年寄りの生活を少しでも応援していくという、そういう観点はお持ちになられますか。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 住宅リフォームの関係、当課でございますので、私の方で答えますけれども、先ほど福祉保健課長が言ったように、お年寄り、老人の方々、まずは福祉の方に当然ご相談にいったりすると思います。その部分が難しければ、うちの方の住宅リフォームの改修に関しましては当然該当になりますので、そういう部分に関しては、うちの方でどうこうはねるとか、そういう部分ではなくて、当然来た方については相談にも乗りますし、対象にもして、対象の工事であれば当然対象にしていって、広く皆さんに活用していただきたいというふうなことで当課としては考えておりますのでご理解願いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 私が言っているのは、来た人、もう来ないと駄目だけれども、来た人とかということではなくて、お年寄りの生活を応援する、安定させるという点から事業費も含めて拡大させるし、積極的にPRもするし、そういう姿勢はとれませんかと聞いたのです。そういう意味です。課長に聞いてもちょっと無理かなと思いますので、そういう意味です。耐震を大きな理由にして立派なスポーツセンターつくられますね、それはわかります。今さら反対もしません。ただそんなに地震が心配ならですね、町民が日々住

んでいる、生活の本拠地である住宅の政策をもっとしないと、ちょっと理論上どうもいがかがなと、そしてその中でも弱者といわれる、せめてお年寄りの住宅政策を増強、拡大、拡張、何て言うのでしょうかね、広げられないかという意味です。町長どうですか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ちょっと今、住宅の耐震の問題でちょっと地震の考え方として、ちょっと部分的な部分があるのではないかということをごさいましたけれども、実は平成21年ぐらいですかね、22、23年に訓子府町の耐震化計画というのを立てまして、それは国も北海道も27年の耐震化率は95%ぐらいにするということを出してきておりました。本町におきまして、一昨年までは2件を対象に補助金の予算組みはしてごさいました。やはり昭和56年の専用住宅を今、耐震改修するかということと5、6年ずっと予算付けしていたんですけども、そういった意味では1件も対象がなかったということで、多分昨年ぐらいからですね、要綱は残しながら予算は落としているというような状況でございます。実態とすると1件だけ、ちょっと住宅の空き家バンクの方で、もう昭和56年以前の建物については耐震性を有するというものでありまして、昨年1件だけ耐震改修をして売買をしたような事例がございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ちょっとうまく伝わらなかったんですけど、耐震を大きな理由にしてスポセンを建てるぐらいだから、ぐらいつて建てるのはいいんですよ。住民が住む家ももう少し着目したらいいのではないかという意味です。耐震工事をやれという意味ではない。そして特に弱者であるお年寄りを対象に予算増強をしながら、もちろんPRしながらですよ。ただ用意して来るのを待っているということではありません。

時間がありませんので、ちょっと指摘というか趣旨を述べて次の5点目に移りたいと思います。

この合葬墓ですけどね、私は第6次総合計画審査特別委員会のやりとりやお聞きしたりですね、複数のご意見があったという説明、それとお一人の議員が一般質問をされた記憶もありますけれども、先祖崇敬の念が強いこの田舎町ですね、しかもまだ自治体間で合葬墓が少数のグループに入る時期に、なぜもこう短兵急にですね、進め、短期間で建設を急ぐのかなという漠然、漠とした疑問がありました。何度も質問の度に繰り返しているように、限られた一部の対象者の事業ではなくてですね、今日でいえば、住宅改修や除雪などですね、広い人にいきわたる、染みわたる、対象が広いですね、事業を単純には比較できませんよ、比較できませんけれども、そういう効果等から見ても順番がちょっと違うような、違うんだなということがこの疑問の中心であります。人間の終末である葬儀・葬祭に関わる日本人としてのアイデンティティーや精神的な問題も絡んでおります。そこでこの事業を町民に説明したり伝えたことはありますか。

○議長（上原豊茂君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 今、合葬墓の町民への説明と申しますか、周知の関係でご質問がございました。

合葬墓につきましては、今、山田議員からもお話ありましたけれども、議会での一般質問がまず出ていたと。それで今回の総合計画の各地区の説明、各団体への説明の中でも説明しておりまして、今必要であるというご意見をいただいたという中で今回事業化につながったということでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） おそらく一般の皆さんには情報はいっていないんだろうなど。この議場の中で話が出たこと、質問が出たこと、そして審議委員会で数件のご意見があったということではないかなと私は思っております。

それで事前にいただいた資料ありましたよね、この中で利用の対象ということで、申請者ですか、想定される利用者の一番上に申請者が経済的にお墓を建てられない方がもう一番目に例として挙げられている。一番目に挙げられているということは、おそらく一番目に想定しているんだろうと。それでちょっと例を挙げてお聞きしたいのですけれども、遠くに住んでいる息子さんがですね、訓子府で亡くなった親の葬儀を町内で済ませた後、合葬墓に埋葬を希望したと。この息子の家庭はそれ相当の生活水準にあって、普通の生活をしている。しかしなぜか納骨堂や墓地のお金は出せないから申請したという、この例は経済的に困ることになりますか。

○議長（上原豊茂君） 町民課長。

○町民課長（原口周司君） 今、想定される中で経済的という中で一例を挙げられまして、それがそれに当たるのかというご質問でした。

合葬墓につきましては今、全国的な流れで、それぞれの地域で抱えている状況を調べながら検討した中での項目でもあります。本町の中でそういったことが全て当てはまるかどうかというのは、なかなか想定しづらい面ではございますけれども、この経済的ということになりますと、例えば今、蓄えやそれぞれ仕事に就かれて就労収入があるということが果たしてそれは将来的に保障されるのかどうかということは非常に難しいということ、それから蓄えがあったとしても、今はあったとしても近い将来それは何かに使われる予定もあるのかもしれませんが。それはその申請者ごとにいろいろな状況があると思います。そういった意味では、この経済的にお墓を建てられない方というのは、そういった方、いろいろな事情のある方を含めた捉え方ということで考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 課長が今言われたことは、地元に住んでいるお子さんたちも同じなんですよ、同じです。将来のことはわからない。私がね、特に、時間ないんですけども、強調したいのは、役場が公務として仕事をする場合、私の責任に期すこと、私の責任をそう簡単に公の公費を使って、この短期間に合葬する道を用意していいのだろうかということなんですよ。地元に住む人はちゃんと墓を管理しますよ、建てたりしていますよ、なぜ離れているということだけで、思います。それで私はきちぎち外せという意味ではないんですよ、所得は簡単に申告すれば済みます。そして家族の構成も簡単に記しても

らうと。そしたら、その他、町長が認める、最後の条文で号文で町長が決めていけばいいわけだね、そのときに誰が見ても、これは致し方ないなという資料を残すべきではないですか。そういうことを言っているんです。外すことを目的ではない。時間がないですから、ぜひ簡単なことを私は想定していつていますから、誰が見ても公平な仕事として組み立てをいただきたい。合葬墓ができるまでもう少し時間がありますので期待をして次に移りませぬ。

6点目、最後であります。

これは組織づくり、仕組みづくりといったのは、簡単にいうとこういうことなんですよ、穂波の例を挙げていいのかどうかわかりませんが、私はたまたま今年会長になっちゃったものですから今構想を練っているんですけども、地元のお年寄りを訪問すると、訪問してカルテのようなものを作るんですよ、台帳というか、それはずっと承継されていくと、実践会の係が変わっても承継されてデータベースになっていくと。そういうのを話を聞きながら定期的に回る、これが一つ。それとこれは全町的な話になりますけれども、そういうことを全体的にできないのかな。先ほどの雪どけ隊とちょっと似ていますけれども、もうね、住民が汗かいて、だって自分がもうその台帳に載るんですよ、やがては。そういうような町と地域が協力し合って、もう一步踏み出すことをしてはどうでしょうか。例の第7次高齢者福祉計画だとかですね、今予定している協議会の後でないといけないのでしょうか。すぐやったらどうですか。町長どうですか、福祉に造詣の深い町長お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 実態として、そういう名簿作りだとか、台帳作りみたいのは大変必要だというのはよくわかります。かつて私が訓子府に来てすぐのときには、税の台帳から、あるいは警察が全部持っている。それから各町内会がそういうのを持っている。しかしそれが今どうして許されないのかということがですね、あくまでも本人の了解を前提とするということであれば可能性はあるということなんですけれども、やはりプライバシーの問題とかですね、いろいろ壁があつてですね、それを現実的なものにすることが非常に難しいというのが今、私どもが共通して抱えている状況ですので、これをどう乗り越えていくのかということが問われているのではないのかなと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

残り3分です。

○4番（山田日出夫君） 行政的にいうとですね、非常に個人情報保護法がマイナスの方に働いていることがすごく私も多いと思いますけれども、私が言っているポイントは、地域に住む住民が、自ら地域に住むお年寄りのことを考える、考えようやと、もうみんなで、それは一部ではありますよ、起きていることはやっています、いろいろ、それを言っているんです。その手助けを町はやってくれませんかということです。町に何かをしてくれというのは、もう時代古いというのは私はもうくどくどと申し上げていますので、そういった住民が自ら意識をもって、だって自分もやがてその台帳に載りますからね、そういう取り組みを計画を待つのではなく、実践を先にスタートできないかということです。聞いているのかな。実践を住民自らが町と連携をして進めることを計画を待たなくてもできませんかということです。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

残り2分です。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 協議体ができあがってからでないというお話もありましたけれども、これまでワークショップに出ていただいている方から、協議体というのは町に一つですので、それでは地域のお年寄りの見守りができないということで、複数の自治会、そういったところをカバーできるようなグループを作ったらどうかという話もありますので、そういったことの検討を、その協議体の中でも、もう4月に設立しますから、早急にですね、そういうことも検討していきたいと考えておりますので、そういった中でそういったお年寄りの見守り、そういったことをしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

あと1分です。

○4番（山田日出夫君） そういったことも含めてですね、私今いっているつもりなんです。どんなパターンがあってもいいから、多様なパターンあっていいんですよ、それを協議会がくくるといってしょうけども、何て言うんでしょうかね、先にスタートする住民組織なにかがあってもですね、ぜひ支援をしていただきたいと。穂波がすぐできるかどうかは別としまして、こういうことは絶対必要だと思っておりますので、行政もですね、積極的にこの手の運動隊づくりにご支援をいただきたい。町長最後に運動隊の支援についてありましたら簡単をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

残り45秒です。

○町長（菊池一春君） ちょっとですね、いろいろな角度から答弁しなければならないというふうに思いますので、山田議員のご指摘のことはよく理解できます。ただこれからどういうかたちで進めるかというのはもう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（上原豊茂君） 4番、山田日出夫君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

ご苦労さまでした。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 4時 6分